

大分県信用保証協会の現況



大分県信用保証協会ディスクロージャー誌
OITA GUARANTEE
Credit Guarantee Corporation of Oita-ken

平成21年度版

目 次

ごあいさつ	1
大分県信用保証協会の概要	
プロフィール・基本理念・スローガン・シンボルマーク	2
役員	3
組織機構図	4
信用保証のしくみ	
信用保証制度のしくみ	5
信用保険制度のしくみ	6
信用補完制度のしくみ	7
保証制度のご利用にあたって	
保証をご利用いただける方	8
保証の内容	9
信用保証料について	9
責任共有制度について	10
主な保証制度のご案内	11
平成20年度事業報告	
貸借対照表・収支計算書・基本財産	14
貸借対照表と収支計算書の用語解説	15
信用保証の動向	
信用保証業務の状況	
〈金融機関群別〉 〈業種別〉 〈市町村別〉	16
保証承諾・保証債務残高・ 代位弁済・利用企業者数の推移	19
20年度経営計画の評価	20
第一次中期事業計画(平成18年度～平成20年度)の評価	26
中期事業計画書・年度経営計画について	30
原材料価格高騰対応等緊急保証制度の実施	34
コンプライアンスについて	36
個人情報保護について	38
個人情報保護法に係る組織及び体制	40



ごあいさつ

大分県信用保証協会

ふかだ ひでお
会長 深田 秀生

各関係機関の皆様におかれましては、平素より当協会の業務運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

皆様に当協会を一層ご理解していただくため、ディスクロージャー誌「大分県信用保証協会の現況 平成21年度版」を作成いたしました。

本誌は、当協会の概要、信用保証制度のしくみや内容、平成20年度の業務実績、年度経営計画及び中期事業計画の評価、個人情報の保護に対する取組みなどについて説明しております。

ご一読いただき、「大分県信用保証協会」に対するご理解を更に深めていただければ幸いです。

さて、平成20年度のが国経済を振り返りますと、米国発の金融危機に伴う世界的な経済の減速により、急激な勢いで深刻な事態に直面することとなりました。

県内の景況は、これまで県経済を牽引してきた鉄鋼、自動車、IT関連大手製造業や輸出関連産業などの減産、それに伴う雇用問題などから景気は大幅に悪化し、回復の兆しが見えない状況にありました。中小企業におきましては、原油をはじめとする原材料の高騰が収益を圧迫してきたことに加え、景気の悪化による雇用や所得の先行き不透明感から個人消費の低迷等が合わさり、大変厳しい経営環境を余儀なくされております。

こうした状況の中、政府による「安心実現のための緊急総合対策」の一環として創設された「原材料価格高騰対応等緊急保証制度（現：緊急保証制度）」の取扱いを昨年10月31日より開始し、役職員総力を挙げて取り組みました。また、全国統一の保証制度として「予約保証制度」、「経営承継関連保証制度」、「一括支払契約保証制度」を創設し、多様化する中小企業の皆さまの資金ニーズにお応えできるよう、制度の普及や経営支援機能の強化に努めてまいりました。

今年度も中小企業の経営環境は、引き続き厳しい状況が続くものと予測されますが、当協会としましても中小企業の良きパートナーとして、実態に即した適正な審査、経営支援機能の強化を行うとともに、反社会的勢力排除への対応など、「信頼される保証協会、顔の見える保証協会」を目指し、役職員一同全力で努力してまいります。

今年4月26日をもちまして、当協会は創立60周年を迎えることができました。これもひとえに国、市町村、関係団体及び金融機関方々のご支援、ご協力の賜物であり心より厚く御礼を申し上げます。今後も引き続き信用保証による中小企業の育成、繁栄のため、皆さまの一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

大分県信用保証協会の概要

▶ プロフィール

設 立	昭和24年4月26日
根 拠 法 律	信用保証協会法（昭和28年8月10日 法律第196号）
関 係 法 律	中小企業信用保険法（昭和25年12月14日 法律第264号）
目 的	中小企業者のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。 (大分県信用保証協定会款第1条)
基 本 財 産	131億円
保証債務残高	2,213億円
利用企業者数	13,673企業
役 職 員 数	常勤役員 4名 非常勤役員 10名 職 員 42名
事 務 所	大分市金池町3丁目1番64号（大分県中小企業会館内） (平成21年3月31日現在)

▶ 基本理念

私たち 大分県信用保証協会は、
よりよいサービスと、各種保証を通じて
中小企業と地域社会のさらなる発展に貢献いたします。

▶ スローガン

もっと企業のために、よりよい未来社会のために

▶ シンボルマーク



OITA GUARANTEE
Credit Guarantee Corporation of Oita-ken

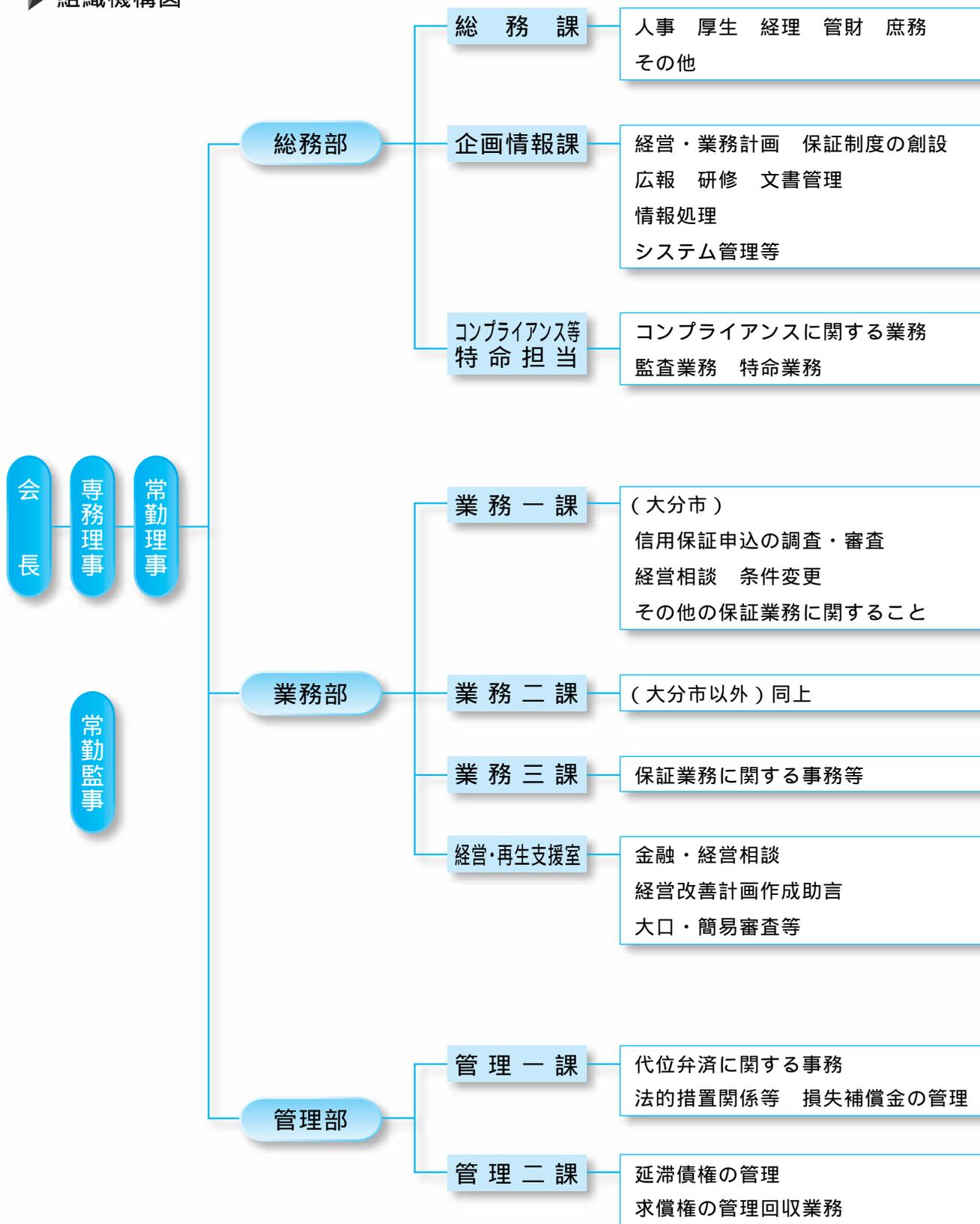
大分の「O」と信用の「S」の頭文字でデザインしています。
「S」は、鳥の飛翔をイメージ。「S」の頭文字を3つの羽とみなし、中小企業・金融機関・大分県信用保証協会の三者の協調と信頼関係を表しています。
シンボルカラーも青一色とし、未来へのチャレンジと飛躍をイメージしています。

▶ 役員

役職名	氏名	備考
会長	深田 秀生	常勤
副会長	米田 健三	非常勤 大分県商工労働部長
副会長	姫野 清高	非常勤 大分県商工会議所連合会 会長
専務理事	吉良 俊一	常勤
理事	安松 亮	常勤
理事	新貝 正勝	非常勤 中津市長
理事	清家 孝	非常勤 大分県商工会連合会 会長
理事	高山 泰四郎	非常勤 大分県中小企業団体中央会 会長
理事	小倉 義人	非常勤 大分県銀行協会 会長 (大分銀行 頭取)
理事	安藤 英徳	非常勤 豊和銀行 頭取
理事	原 好信	非常勤 大分県信用金庫協会 会長 (大分みらい信用金庫 理事長)
理事	井上 拓雄	非常勤 大分県信用組合 理事長
理事	原 武司	非常勤 商工組合中央金庫 大分支店長
監事	安部 隆	常勤
監事	村松 政幸	非常勤 公認会計士

(平成21年8月26日現在)

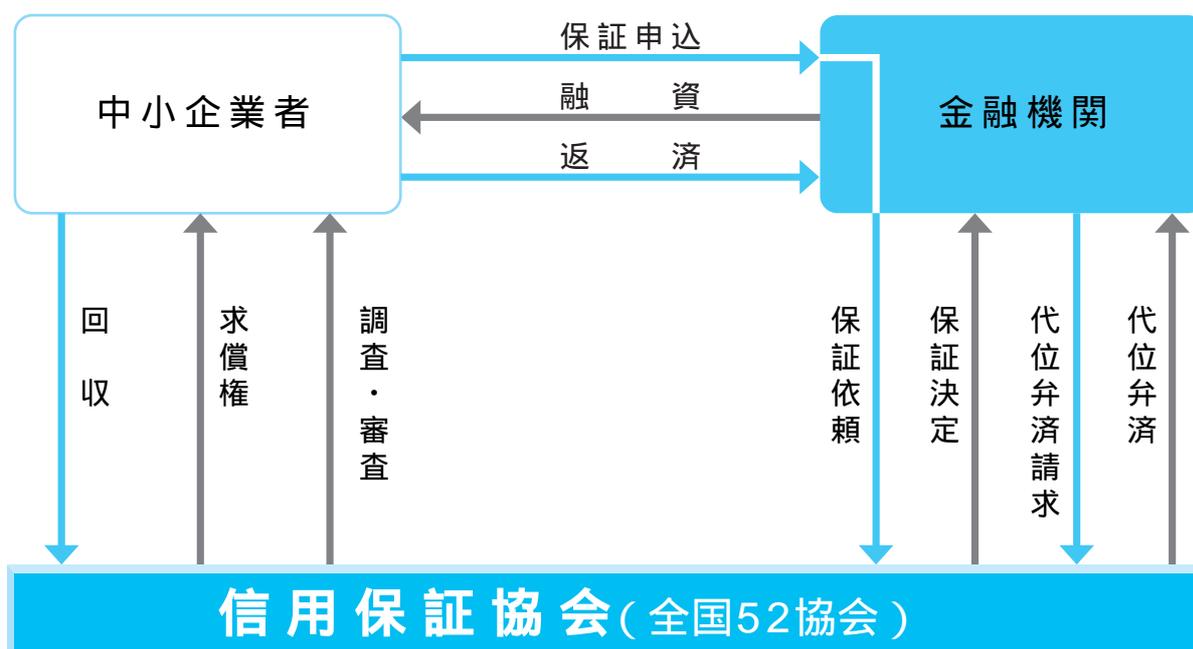
▶ 組織機構図



信用保証のしくみ

▶ 信用保証制度のしくみ

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより資金調達を容易にし、中小企業金融の円滑化を図ることを目的としています。



信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者です。

中小企業者は、信用保証協会に保証申込をします。(金融機関を経由していただくのが一般的ですが、商工団体及び信用保証協会に直接お申し込みいただく方法もあります。)

信用保証協会は、申込のあった中小企業者の信用調査・審査を行います。

保証の承諾を決定した場合は、金融機関に対して信用保証書を発行いたします。

金融機関は信用保証書に基づいて中小企業者に融資を行います。

中小企業者は、融資条件に従って金融機関に借入金を返済します。

中小企業者が何らかの事情で借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は、信用保証協会に対して代位弁済の請求を行います。

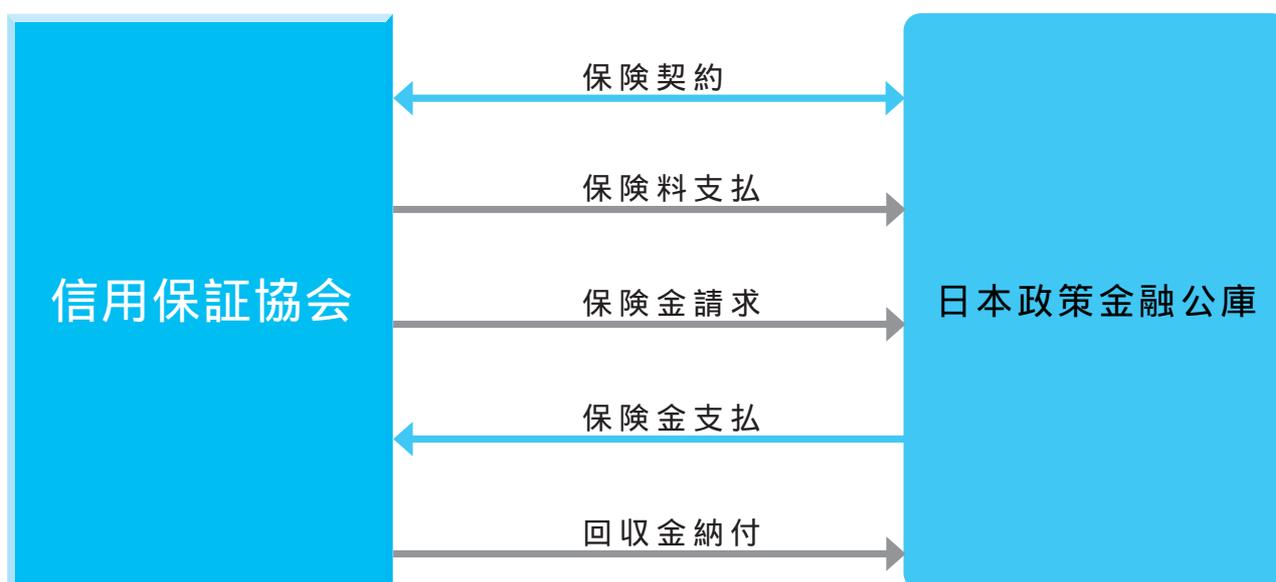
信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に返済(代位弁済)します。

代位弁済を行うことにより、金融機関が有していた債権が信用保証協会に移転し、信用保証協会が求償権を取得し、債権者となります。

中小企業者及びその保証人には、信用保証協会に対して求償債務の返済をしていただきます。

▶ 信用保険制度のしくみ

信用保証業務にともなうリスクを、信用保険によってカバーし、信用保証制度の機能が十分に発揮できるようにすることを目的としています。



信用保険制度の当事者は、日本政策金融公庫と信用保証協会の二者です。

日本政策金融公庫と信用保証協会は、信用保険契約を締結し、この契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。

信用保証協会は、日本政策金融公庫に信用保険料を支払います。

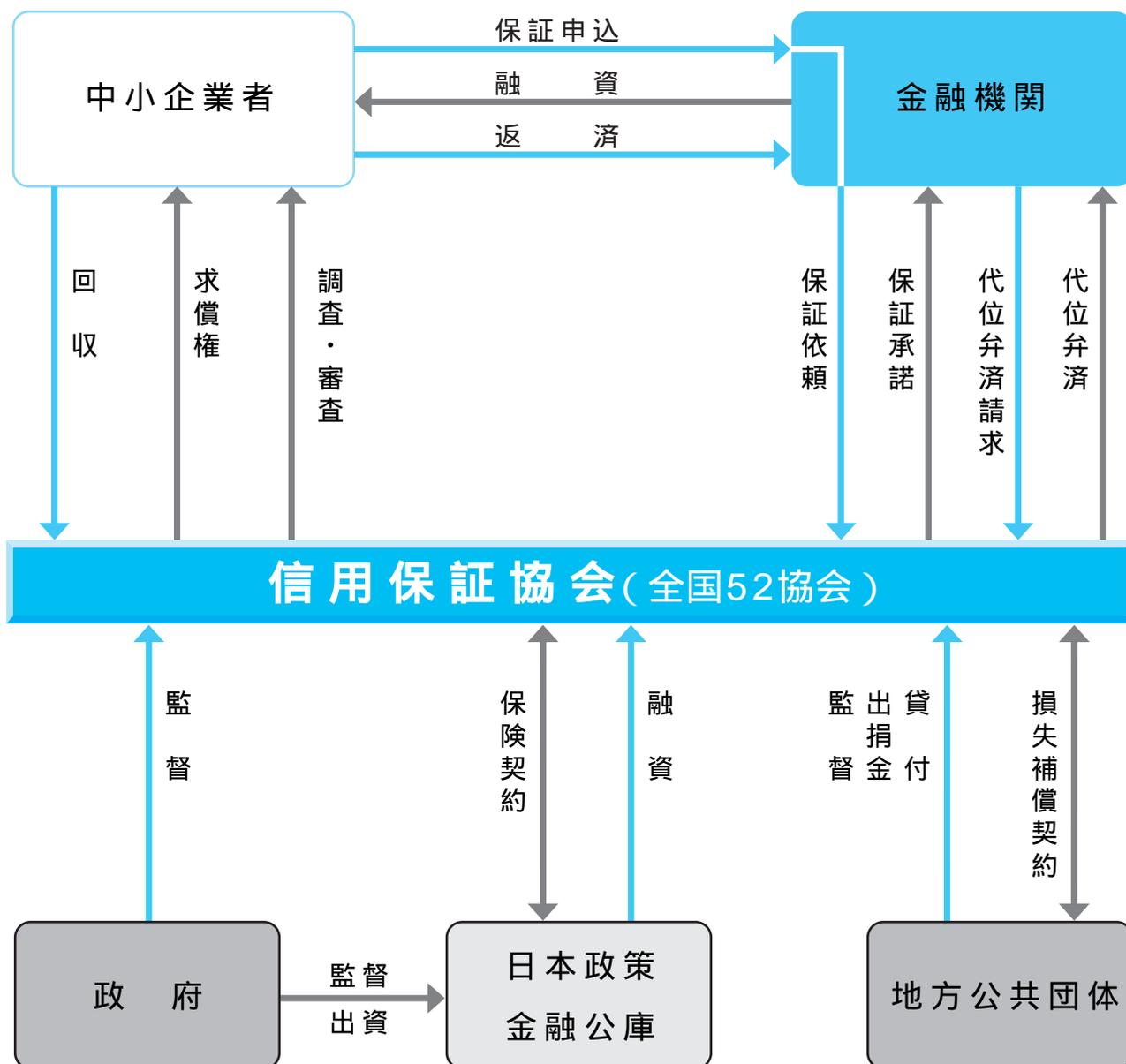
信用保証協会が金融機関に代位弁済をしたときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。

信用保証協会は、信用保険の種類に応じて、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として日本政策金融公庫から受領します。

信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金の一部を、保険金の受領割合に応じて保険納付金として日本政策金融公庫に納付します。

▶ 信用補完制度のしくみ

信用保証協会の「信用保証制度」と日本政策金融公庫の「信用保険制度」との2つの制度を総称して信用補完制度といいます。



信用保証のご利用にあたって

保証をご利用いただける方

業歴要件～営業年数を問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。
区域要件～次の(1)または(2)に該当すれば保証対象となります。

- (1) 個人の場合：住居または事業所のいずれかが大分県内にあるもの
- (2) 法人の場合：大分県内に本店または事業所を有するもの

(注) 制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

▶ 企業規模

法人の場合は、資本金(出資金)または常時使用する従業員のいずれか一方が、個人の場合は、常時使用する従業員が、下記の条件を満たしていればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従 業 員
製造業・建設業 運送業・その他	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人	—	300人以下

ただし、次の政令特例業種については、下記のとおりとなります。

業 種	資 本 金	従 業 員
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ 及びチューブ製造業並びに 工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

- 生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、常時使用する従業員数には含まれません。
- 組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。
- 個人が営む医業は、常時使用する従業員数は100人以下です。

▶ 業 種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用になれます。ただし、農林漁業の一部、金融保険業の一部、風俗関連営業の一部、宗教・政治・文化団体、その他信用保証協会において保証対象として不適当と認める業種についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする業種については、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

保証の内容

▶ 保証の最高限度額

法人・個人は2億8千万円、組合は4億8千万円です。

このほかに国が定める制度保証で、一定の要件を備えている方は、別枠で保証のご利用ができます。

▶ 保証期間

最長20年以内まで取扱いできます。

なお、それぞれの制度により定めがありますので、別掲の保証制度のご案内をご覧ください。

▶ 資金使途

事業資金に必要な運転資金・設備資金に限ります。

▶ 連帯保証人

法人代表者以外の連帯保証人を徴求しないものとします。ただし、実質経営者、許認可名義人は連帯保証人になっていただきます。

なお、事業継承予定者は連帯保証人になっていただく場合があります。

▶ 担保

必要に応じ、原則として県内に所在する不動産、船舶、流動資産（棚卸資産・売掛債権）、有価証券などを提供していただきます。

信用保証料について

▶ 信用保証料

信用保証料は、信用保証協会が中小企業者の委託に応ずる対価であり、日本政策金融公庫へ支払う信用保険料、損失の補償、経費等、信用保証制度の運営上必要な費用に充当するものです。

なお、信用保証料以外に手数料等は一切いただいておりません。

▶ 信用保証料率

平成18年4月1日より、基本の保証料率は、中小企業者のみなさまの経営状況に応じて、原則として9段階のリスク考慮型保証料率体系を導入しています。詳しくは次頁の基準保証料年表をご覧ください。

セーフティネット保証、流動資産担保融資保証などの特別な保証制度は、リスク考慮型保証料率体系の対象外となり、従来と同じ一律の保証料率を適用します。

〔割引適用について〕

- 担保をご提供いただいた場合.....0.1%割引
- 財務諸表について、「中小企業の会計に関する指針」の適用状況の確認が公認会計士または税理士により行われたことを示す書類の提出を受けた場合、もしくは、会計参与を設置していることを登記により確認できた場合.....0.1%割引

責任共有制度について

▶ 制度の目的

信用保証協会の保証付き融資につきましては、従来、信用保証協会が融資取扱金融機関に対し、原則100%保証しておりました。

平成19年10月から、信用保証協会と金融機関とが適切な責任分担を図り、両者が連携して、融資実行やその後の経営支援・再生支援等を行うことを目的として「責任共有制度」が導入されました。

▶ 制度の概要

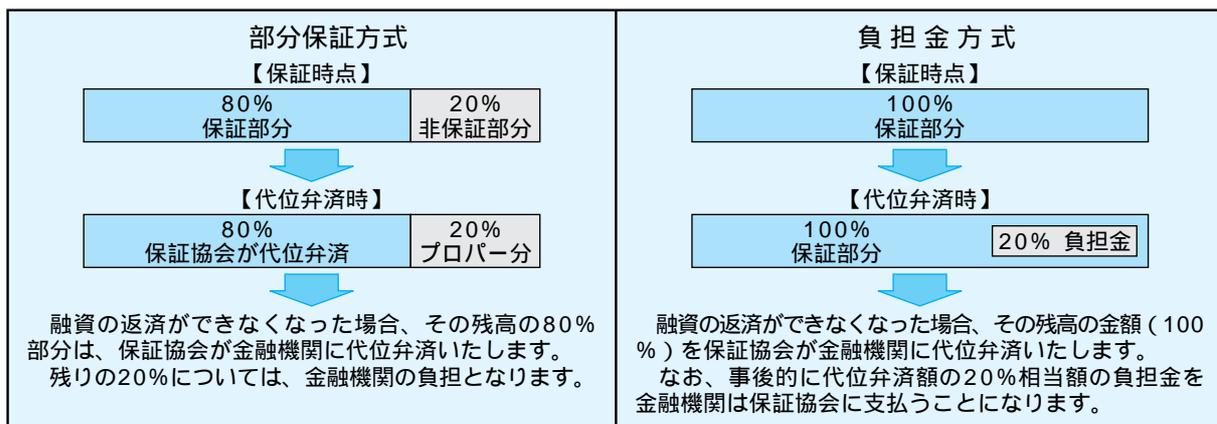
責任共有制度は、部分保証方式、負担金方式があり、各金融機関がいずれかの方式を選択することとなっています。(概要は下表のとおり)

責任共有制度の導入により、信用保証協会の負担割合が軽減されることから、信用保証料も以下のように改定されました。

基準保証料率(ガイドライン)

区分									
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

特殊保証：当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、手形割引根保証、手形貸付根保証



責任共有制度の対象とならない保証制度

原則としてすべての保証が責任共有制度の対象となりますが、対象外となる保証(100%保証)は以下のとおりです。

1. 経営安定関連保険(セーフティネット)1号~6号にかかる保証
2. 災害関係保険にかかる保証
3. 創業関連保険(再挑戦支援保証含む)、創業等関連保険にかかる保証
4. 特別小口保険にかかる保証
5. 事業再生保険にかかる保証
6. 小口零細企業保証
7. 求償権消滅保証
8. 破綻金融機関等関連特別保証(中堅企業特別保証)

(注) 特定社債保証、流動資産担保融資保証(旧売掛債権担保融資保証)等の部分保証制度は、金融機関の方式選択にかかわらず、引続き部分保証となります。

主な保証制度のご案内

協会の制度

(平成21年5月現在)

保証の種類	概要	借入の限度額 (は組合)	資金 使途	保証期間 (うち措置)	融資利率	保証料率 (年) %	割引適用 会計担保
普通保証	一般的または大口の事業資金が必要な方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	20年	金融機関 所定利率	0.45 ~ 1.90	
小口零細企業保証	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方 (責任共有対象外：100%保証)	1,250万円	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	0.50 ~ 2.20	
当座貸越	経営に必要な資金を反復継続して安定的に必要とされる方	100万円 ~ 2億8,000万円	運転 設備	1年又は2年	金融機関 所定利率	0.39 ~ 1.62	
事業者カードローン根保証	小口の事業資金を反復継続的に必要とされる方	100万円 ~ 2,000万円	運転 設備	1年又は2年	金融機関 所定利率	0.39 ~ 1.62	
根保証	手形割引 手形貸付 手形割引取引などが多い方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転	1年	金融機関 所定利率	0.39 ~ 1.62	
						0.45 ~ 1.90	
益・年末特別保証	益・年末など金融繁忙期に	500万円	運転	6カ月	金融機関 所定利率	0.41 ~ 1.86	
経営安定関連保証	経営安定1 ~ 8号の認定を受けた方 (1号 ~ 6号は責任共有対象外：100%保証)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	1号 ~ 6号 0.80 7号・8号 0.75	
創業関連保証	再挑戦支援保証	1,000万円	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	1.00	
	創業関連保証						
創業等関連保証	事業を営んでいない個人が事業開始する時及び中小企業者が新たに会社を設立し事業開始する時、並びに事業開始後5年を経過していない方 (責任共有対象外：100%保証)	1,500万円	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	1.00	
経営革新関連保証	中小企業経営革新支援法に規定する承認経営革新計画に従い経営革新のための事業を行うおとする方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	5年 7年	金融機関 所定利率	0.85	
中小企業特定社債保証	中小企業者が自社の発行する社債(私募債)で資金調達を行いたい時に (部分保証：80%保証)	5億6,000万円	運転 設備	7年	支払金利 発行体 所定率	0.45 ~ 1.90	
流動資産担保融資保証	自ら保有する売掛債権、棚卸資産を担保として資金調達を行いたい方 (部分保証：80%保証)	2億5,000万円	運転 設備	1年	金融機関 所定利率	0.68	
事業再生保証	法的な再生手続き申立て、再建に取り組んでいる中小企業が資金調達を行いたい時に (責任共有対象外：100%保証)	2億円	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	2.2	
事業再生円滑化関連保証	法的整理手続きによらず、事業再生を図ろうとする中小企業が資金調達を行いたい時に (部分保証：80%保証)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	3年	金融機関 所定利率	1.76	
Q1250保証	小規模企業者が迅速に資金調達を行いたい時に (責任共有対象外：100%保証)	1,250万円 (特認500万円)	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	0.50 ~ 2.20	
QW保証	一定基準以上の要件を具備する中小企業者が簡易迅速に資金調達を行いたい時に	3,000万円 5,000万円 8,000万円	運転	10年	金融機関 所定利率	0.45 ~ 1.90	
一括支払契約保証	売掛債権(付帯する債権を含む)の割引にかかる支払債務を保証の対象にします。納入業者が保有する売掛債権を金融機関に債権譲渡することで、納入業者の資金繰りの円滑化を目的とするものです。 (部分保証：70% ~ 50%保証)	10億円 (上限)	運転	1年以内	金融機関 所定利率	責任共有対象外保証料率 (0.50% ~ 2.20%)に 保証割合を乗じた率 (納入業者負担)	
予約保証制度	一時的かつ緊急的な資金が必要な方。 (信用保証書の有効期限が365日)	2,000万円	運転 設備	5年以内 (小口零細企業保証制度を利用する場合は10年以内)	金融機関 所定利率	0.60 ~ 1.90 (小口零細 0.70 ~ 2.20)	
経営継承関連保証	経営者の退任・死亡等に起因する事業継承を行なうための資金調達を行ないたいときに	2億8,000万円	運転 設備	10年 15年	金融機関 所定利率	0.45 ~ 1.90	
緊急保証制度 (平成22年3月31日まで)	必要事業資金の円滑な調達に (責任共有対象外：100%保証)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年 (2年)	金融機関 所定利率	0.8	
商工貯蓄共済融資保証	商工貯蓄共済の加入者で、事業資金が必要な方 (積立金を担保とします。)	貯蓄積立額の3 倍以内、3倍以上 4倍未満の方は 1,000万円以内	運転 設備	7年 10年 (6カ月)	商工貯蓄共済 融資幹旋規程 による	0.35 ~ 1.80 (担保割引適用後)	

Q1250保証・QW保証は、金融機関と提携した保証制度で、「覚書」を取り交わした金融機関でお取扱いしています。セーフティネット1号～6号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.8%となる制度資金もあります。セーフティネット7号・8号の認定を受けた場合、責任共有制度対象となり、保証料率が0.75%となる制度資金もあります。

▶ 県の制度

(平成21年5月現在)

保証の種類		概要	借入の限度額 (は組合)	資金 用途	保証期間 (うち措置)	融資利率 (年)%	保証料率 (年)%	割引適用 会計担保
中小企業 振興資金	運 転	経営の合理化・体質強化のために長期運転資金が必要な時に	2,500万円 (6,000万円)	運 転	10年 (6カ月)	1年以内1.9 5年以内2.2	0.45～1.15	
	設 備	経営の合理化・体質強化のために設備資金が必要な時に	5,000万円 (1億円)	設 備	10年 (1年)	7年以内2.4 10年以内2.6		
小口零細 企業資金 (責任共有 対象外 100%保証)	普 通 貸 付	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	1,250万円	運 転	7年 (6カ月)	1年以内1.8 5年以内2.1	0.5～1.05	
	無担保無保証人 貸 付	適当な担保・保証人のない小規模企業者の方が事業資金を必要とする時に(個人事業主)		設 備	10年 (1年)	7年以内2.3 10年以内2.5		
中小企業 活性化 資 金	活 性 化 融 資	・直近の決算期において、税引前損益又は経常利益で損失を生じ、又は損失が確定と見込まれる方 ・最近3カ月以上の売上高が、前年同期に比し3%以上減少している方 ・直近の決算期において、前年の決算期に比し経常利益が10%以上減少し又は減少することが確定と見込まれる方 ・最近3カ月の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期に比し3%以上減少している方	2,500万円 再生・再建 5,000万円	運 転 設 備 合 算 で 6,000万円 以内(運転・ 設備ともに 7,000万円)	10年 (1年)	7年以内1.8 10年以内 2.0	0.45～0.75 緊急保証認定者は0.55% (ただし担保割引適用なし)	
	第 二 創 業 支 援 融 資	第二創業計画(不況業種に属する中小企業者が、不況業種以外の業種に新たに進出するための計画)について県が承認した方						
中小企業 経営改善 資金		特定中小企業者(国、県指定の再生手続開始申立等企業に対し売掛金等を有する中小企業者)、不況業種関連中小企業者、破綻金融機関関連中小企業者、再建中小企業者、再生支援中小企業者	2,500万円 再生・再建 5,000万円	運 転	7年(1年) 再生・再建 10年(2年)		0.45～0.75	
	特定取引中小 企業者向け	再生手続開始申立等小規模企業者に対し取引条件の改善を行う方(商工調停士の推薦書が必要)	500万円					
創造的企業 育成支援 資金		中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画(中小企業者が新たな取組を行うことにより付加価値が相当程度向上するような計画)について県知事が承認した方	8,000万円	運 転 設 備	7年(1年) 10年(1年)	7年以内 1.8 10年以内 2.0	0.2	
	ものづくり産業 特別融資	基盤技術を用いる自動車関連企業、半導体関連企業で、経営革新計画の承認を受けて基盤技術又は半導体製造工程に関する設備投資を行う方	2億円	設 備	10年 (1年)			
ベンチャーサポート 資金		・大分県ビジネスプラングランプリで一次審査を通過したプランに係る研究開発及び事業化を行う方 ・大分県トライアル発注制度による認定商品の製造等を行う方 ・グッドデザイン商品創出支援事業で採択された開発テーマに係る研究開発及び事業化を行う方 ・大分県循環型環境産業創出事業で認定された事業計画に係る研究開発及び事業化を行う方	5,000万円	運 転 設 備	7年 (2年) 10年 (2年)		0.35	
創業支援 資金 (責任共有 対象外 100%保証)	新事業 創出融資	事業を営んでいない個人が事業開始する時及び中小企業者が新たに会社を設立し事業開始する時、並びに事業開始後1年を経過していない方	1,500万円	運 転 設 備	7年 (1年) 10年 (1年)		0.7	
	創業等 支援融資	事業を営んでいない個人が事業を開始する時、並びに事業を開始した日以後1年を経過していない方	1,000万円					
	再挑戦 支援融資	過去に廃業等の経験を有する方が、再び創業を行う方又は創業後5年未満の方						
地域産業 振興資金		主な融資対象者 [進出企業取引促進融資] 進出企業との下請取引関係の形成及び発展を図る方 [人手不足対策融資] 人手不足を解消するために省力化設備投資を行う方 [災害復旧融資] 災害復旧を行う方 特定の災害については特別融資 [特定施策推進融資] 省エネルギー等施設を設置しようとする方など [地域資源活用事業振興融] 地域資源を活用して県外に事業展開を図ろうとする方 [事業承継融資] 会社の経営を承認するもので、事業承継計画について県の承認を受けた方	3,500万円 (7,000万円)	運 転	7年 (1年)	2.1 災害復旧 特別融資 1.8	0.45～0.85 災害復旧特別融資 0.45～0.55	
		5,000万円 (7,000万円)	設 備	10年 (1年)				
環境保全 対策資金		環境保全のための施設の設置及び事業場の移転を行う方	3,500万円 (7,000万円)	設 備	12年 (1年)	2.1	0.45～0.85	
県制度のうちセーフティネットに該当する者(1号～6号は責任共有対象外:100%保証) (うち中小企業経営改善資金の特定中小企業者に係るもの)							0.7 (0.3)	

市町村の制度

(平成21年5月現在)

保証の種類	概要	借入の限度額	資金用途	保証期間	融資利率(年)%	保証料率(年)%	割引適用 会計担保
大分市	開業資金	1,000万円	運転	7年	2.3	市が全額補助	
	小規模企業者事業資金(小口零細企業保証)						
	中小企業者事業資金	2,500万円	設備	7年 1,000万円を超えるものは10年以内	1.9	0.39~1.62 (上記の内、市が75%~85%補助)	
	緊急支援融資(平成22年3月31日まで)						
	環境保全資金	1,000万円	設備	10年	2.0	市が全額補助	
季節資金	600万円	運転	6カ月	1.8 (変動あり)	0.45~1.90 [協会季節資金利用の場合は0.41~4.86]		
別府市	中小企業合理化資金	1,500万円	運転 設備	10年	1.8	市が全額補助	
	中小企業経営安定資金						
	中小企業開業資金	1,000万円	設備	10年	1.8	市が全額補助	
	公害防止設備改善資金						
	小規模企業者振興資金(小口零細企業保証)	600万円	運転	5年	0.45~1.97		
年末年始特別資金	500万円	設備	7年				
中津市	高度情報化通信技術活用資金	1,000万円	設備	6年	2.0	0.45~1.90 (一部の業種等で市が全額補助)	
	設備改善資金						
	環境保全施設設備資金	1,000万円	設備	6年	2.0	0.45~1.90 (一部の業種等で市が全額補助)	
	創業資金	1,000万円	設備	7年			
	経営安定資金	200万円	運転	6年	1.8	0.45~1.90	
季節資金	200万円	運転	6カ月	1.8	0.41~1.86		
日田市	振興資金	100万円~1,000万円	設備	10年	2.0	0.40~1.70 (設備資金のみ市が全額補助)	
	日田市振興資金特別融	100万円~1,000万円 (季節資金を除き、他の制度と兼用で1,000万円以内)	設備	10年	2.0 (市が3割補助)	市が全額補助	
	開業資金	100万円~1,000万円	設備	7年	2.0 (市が全額補助)		
	女性若者起業支援資金	100万円~500万円	設備	7年	2.0 (市が全額補助)		
	公害防止資金	100万円~2,000万円 (準工業地域) 50万円~1,000万円 (その他地域)	設備	8年 6年	2.0 (市が3割以内補助)	0.40~1.70 (市が3割以内補助)	
季節資金	50万円~400万円	運転	夏5カ月 冬6カ月	1.7 (変動あり)	市が全額補助		
佐伯市	新事業展開支援資金	100万円~2,000万円	運転 設備	10年	5年2.4% 10年2.65%		
	中小企業振興資金	1,000万円	運転 設備	5年 7年	2.0	0.40~1.70 (セーフティネット保証適用分は市が全額補助)	
臼杵市	小規模企業者振興資金	1,000万円	運転 設備	5年 7年	2.0	個人 0.86 法人 0.40~1.70 (セーフティネット保証適用分は市が全額補助)	
	白杵市中小企業振興資金	100万円~1,000万円	設備	7年	2.0	0.45~1.97 (市が3/4補助)	
津久見市	津久見市中小企業振興資金	1,000万円	設備	7年	2.0	0.45~1.90 (市が1/2補助)	
	豊後高田市	中小企業者が行う事業に直接必要となる設備資金又は運転資金	1,000万円	設備	金融機関の定めによる	1.8	0.45~1.90 (市が2/3補助)
杵築市	経営合理化資金	300万円	設備	6カ月	1.8	0.41~1.86 (市が1/2補助)	
	季節資金	300万円	設備	6カ月	1.8	0.41~1.86 (市が1/2補助)	
宇佐市	中小企業振興資金	500万円	設備	5年	1.8	0.45~1.90 (市が3割補助)	
	宇佐市中小企業振興資金	500万円	設備	5年	1.8	0.45~1.90 (市が1/2補助)	

セーフティネット1号~6号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.8%となる制度資金もあります。
セーフティネット7号・8号の認定を受けた場合、責任共有制度対象となり、保証料率が0.75%となる制度資金もあります。

平成20年度事業報告

▶ 貸借対照表

(平成21年3月31日現在) (単位:千円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	基本財産	13,060,506
		基金	5,403,887
預 け 金	9,956,786	金融安定化特別基金	787,798
		基金準備金	6,868,821
金 銭 信 託	0	制度改革促進基金	223,025
		収支差額変動準備金	3,015,000
有 価 証 券	10,477,817	責任準備金	1,357,529
		求償権償却準備金	452,257
その他有価証券	0	退職給与引当金	546,544
		損失補償金	576,762
動産・不動産	358,765	保証債務	221,340,562
		求償権補填金	0
損失補償金見返	74,487	借入金	
		雑勘定	4,253,457
保証債務見返	221,340,562	仮受金	165,971
		保険納付金	79,623
求 償 権	1,960,384	損失補償納付金	10,459
		未経過保証料	3,990,726
雑 勘 定	656,841	未払保険料	4,047
未 収 利 息	27,559	未払費用	2,630
未経過保険料	498,851		
そ の 他	130,431		
合 計	244,825,642	合 計	244,825,642

中小企業金融安定化特別保証制度に係る出捐金の累計額 950,000千円

中小企業金融安定化特別会計に係る当期収支差額の累計額 162,202千円

*各金額は単位未満を四捨五入しているため、合計金額と一致しません

▶ 基本財産

(平成21年3月31日現在) (単位:千円)

区 分	金 額	構成比 (%)
基金	5,403,887	41.4
出捐金	4,881,584	37.4
県	4,317,217	33.1
市町村	548,664	4.2
金融機関	15,703	0.1
金融機関等負担金	1,472,303	11.3
金融安定化特別基金	787,798	6.0
基金準備金	6,868,821	52.6
基本財産合計	13,060,506	100.0

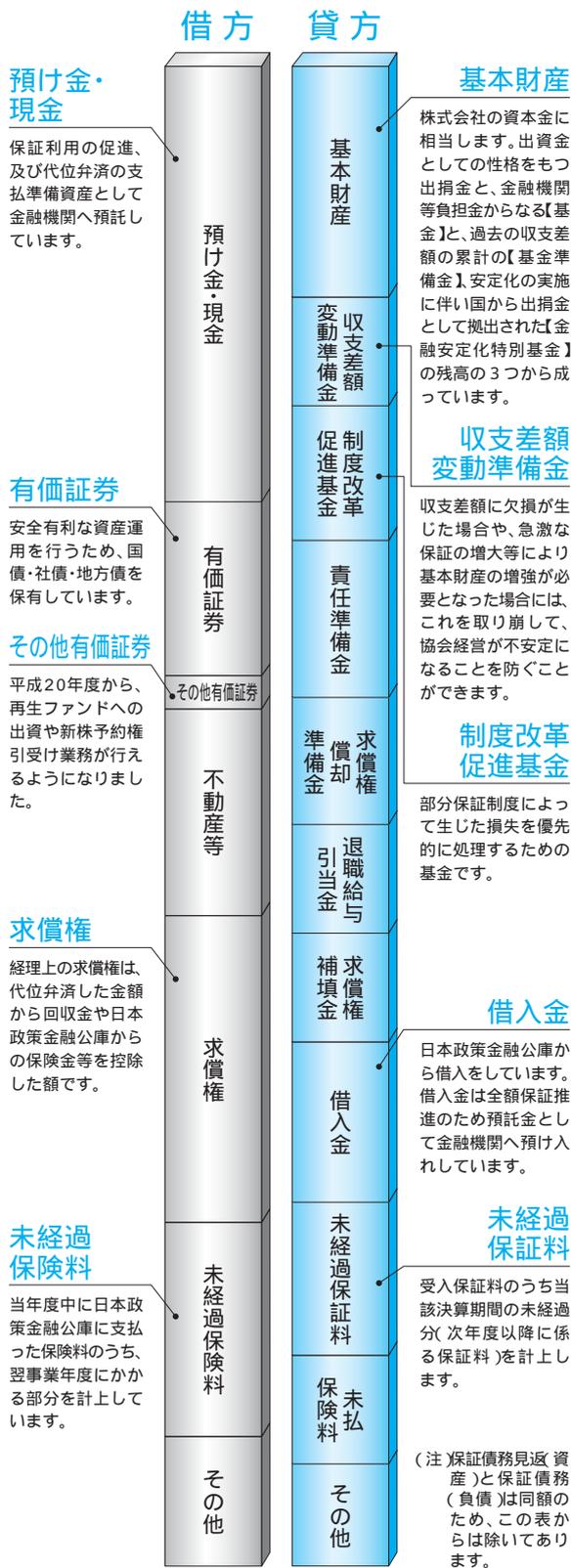
▶ 収支計算表

(平成20年4月1日～平成21年3月31日) (単位:千円)

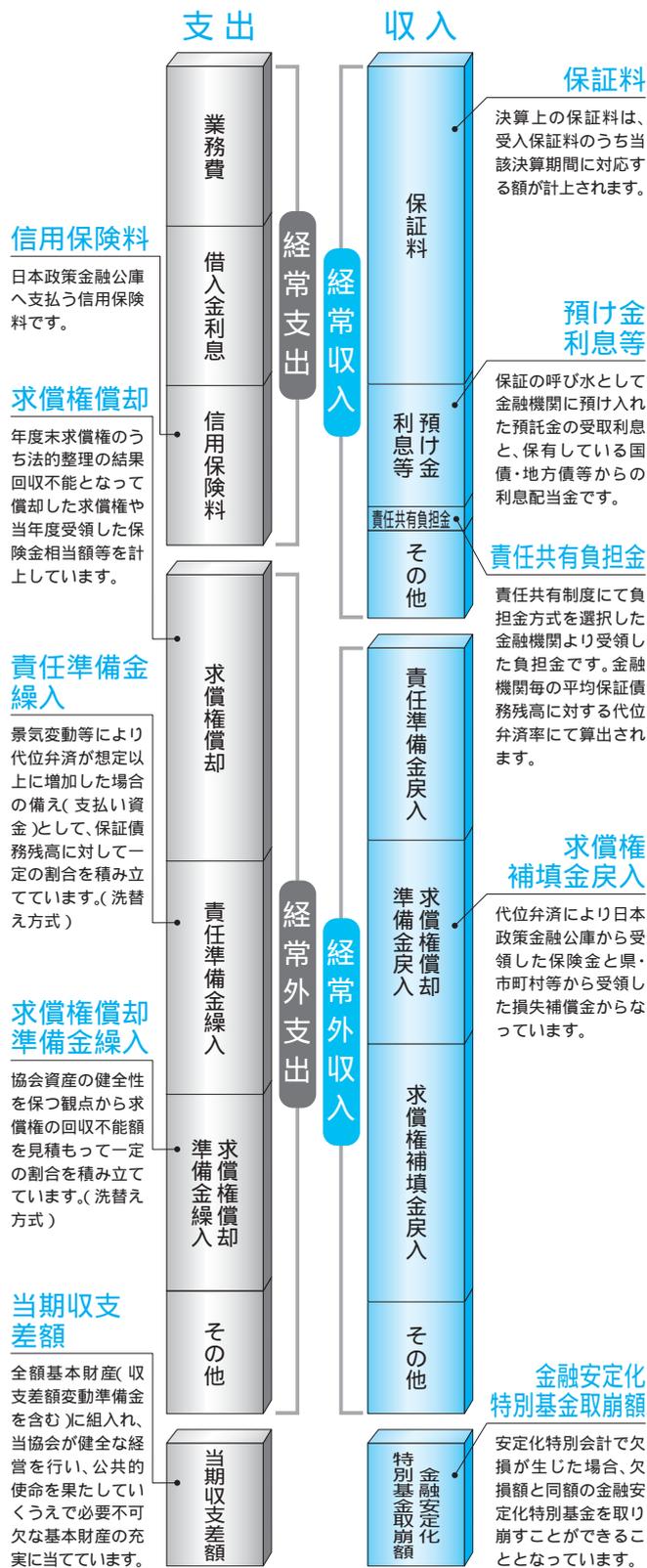
科 目	金 額
経常収入	2,702,318
保証料	2,153,885
預け金利息	24,472
有価証券利息・配当金	127,542
延滞保証料	4,451
損害金	9,810
事務補助金・その他	362,693
責任共有負担金	0
雑収入	19,465
経常支出	1,781,345
業務費	670,538
役職員給与	326,145
退職給与引当金繰入	29,038
その他人件費	95,601
旅費	4,190
事務費	74,850
賃借料	9,214
動産・不動産償却	21,114
信用調査費	2,645
債権管理費	83,514
指導普及費	5,509
負担金	18,719
借入金利息	3,543
信用保険料	1,096,691
雑支出	10,573
経常収支差額	920,973
経常外収入	5,943,754
償却求償権回収金	123,318
責任準備金戻入	1,249,842
求償権償却準備金戻入	462,403
求償権補てん金戻入	4,108,031
保険金	3,649,846
損失補償補填金	458,185
補助金	0
その他収入	160
経常外支出	6,606,641
求償権償却	4,792,817
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	0
責任準備金繰入	1,357,529
求償権償却準備金繰入	452,257
退職金	93
その他支出	3,944
経常外収支差額	662,888
金融安定化特別基金取崩額	9,940
制度改革促進基金取崩額	26,580
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	294,606
収支差額変動準備金繰入額	0
基本財産繰入額 又は基本財産取崩額 (金融安定化特別基金取崩額を除く)	294,606

用語解説

▶ 貸借対照表



▶ 収支計算書



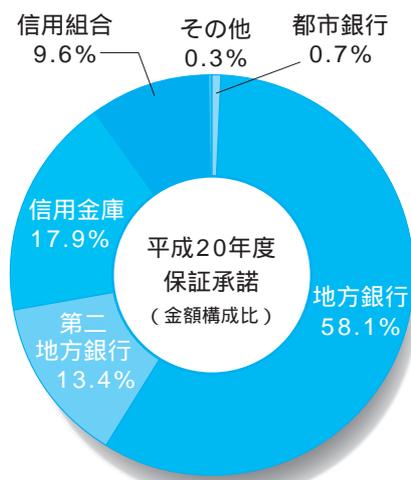
信用保証の動向

平成20年度信用保証業務の状況 金融機関群別

▶ 保証承諾

(単位:件、千円、%)

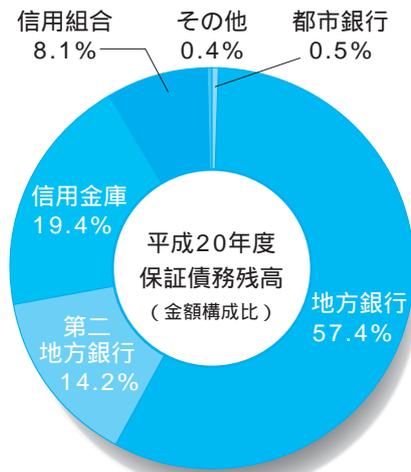
区分	件数	金額	金額前年比
都市銀行	63	1,039,000	360.8
地方銀行	5,660	83,749,596	135.1
第二地方銀行	1,612	19,364,910	138.9
信用金庫	2,977	25,841,846	140.6
信用組合	1,526	13,894,070	165.8
その他	18	375,600	123.1
合計	11,856	144,265,022	139.7



▶ 保証債務残高

(単位:件、千円、%)

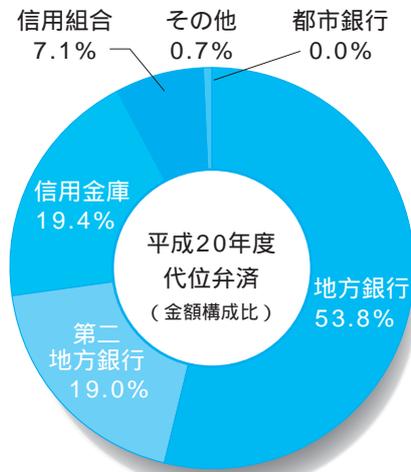
区分	件数	金額	金額前年比
都市銀行	74	1,118,936	301.9
地方銀行	10,823	127,093,274	108.2
第二地方銀行	3,528	31,415,162	101.6
信用金庫	6,253	42,914,943	113.5
信用組合	2,417	17,947,055	127.4
その他	52	851,192	81.2
合計	23,147	221,340,562	109.7



▶ 代位弁済

(単位:件、千円、%)

区分	件数	金額	金額前年比
都市銀行	0	0	
地方銀行	255	2,933,935	102.6
第二地方銀行	157	1,035,050	83.3
信用金庫	170	1,059,840	183.8
信用組合	77	385,776	121.8
その他	1	40,000	
合計	660	5,454,601	108.8



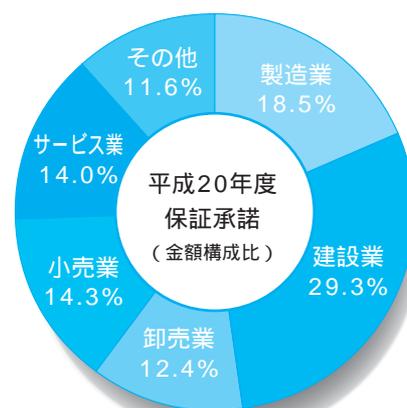
注) 金融機関の統合前の数値は統合後の金融機関に含みます。(前年比も同じ)

平成20年度信用保証業務の状況 業種別

▶ 保証承諾

(単位:件、千円、%)

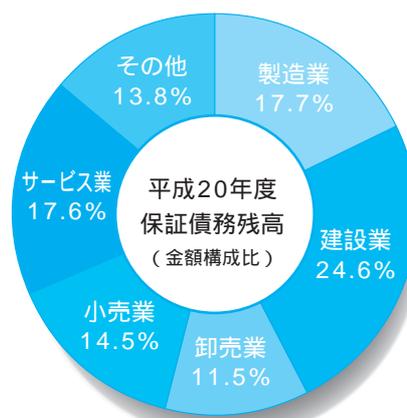
区分	件数	金額	金額前年比
製造業	1,797	26,712,038	161.4
建設業	3,591	42,261,632	131.3
卸売業	1,242	17,822,270	130.2
小売業	2,079	20,576,950	157.8
サービス業	1,837	20,200,432	121.1
その他	1,310	16,691,700	149.7
合計	11,856	144,265,022	139.7



▶ 保証債務残高

(単位:件、千円、%)

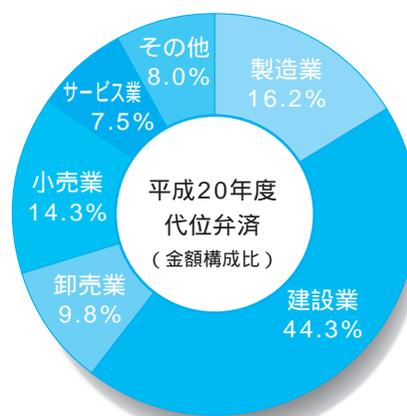
区分	件数	金額	金額前年比
製造業	3,438	39,212,710	114.7
建設業	5,920	54,420,685	109.3
卸売業	2,031	25,544,018	118.4
小売業	4,290	32,079,575	104.4
サービス業	4,369	38,909,967	103.6
その他	3,099	31,173,606	111.6
合計	23,147	221,340,562	109.7



▶ 代位弁済

(単位:件、千円、%)

区分	件数	金額	金額前年比
製造業	69	882,280	126.1
建設業	259	2,414,038	120.4
卸売業	74	534,645	122.7
小売業	124	778,832	93.4
サービス業	73	408,970	63.6
その他	61	435,837	175.2
合計	660	5,454,601	108.8



平成20年度信用保証業務の状況 市町村別

(単位:件、千円、%)

市町村	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
大分市	4,593	60,550,508	42.0	9,619	96,047,831	43.4	285	2,650,475	48.6
別府市	1,305	13,924,121	9.7	2,757	24,902,204	11.2	86	576,521	10.6
中津市	836	10,672,950	7.4	1,667	16,108,568	7.3	25	273,019	5.0
日田市	984	9,739,120	6.7	1,599	13,299,454	6.0	32	195,796	3.6
佐伯市	825	9,869,100	6.8	1,526	15,088,654	6.8	62	557,335	10.2
臼杵市	379	5,303,422	3.7	791	8,407,705	3.8	15	85,692	1.6
津久見市	183	1,939,300	1.3	390	2,789,679	1.3	9	58,920	1.1
竹田市	203	2,338,330	1.6	388	3,393,764	1.5	1	2,769	
豊後高田市	206	2,703,400	1.9	356	3,677,705	1.7	17	129,504	2.4
杵築市	283	3,590,350	2.5	483	4,937,043	2.2	18	247,932	4.5
宇佐市	517	6,203,690	4.3	1,006	9,807,139	4.4	46	286,171	5.2
豊後大野市	358	3,721,000	2.6	532	4,214,067	1.9	5	25,636	0.5
由布市	344	3,440,110	2.4	615	5,122,361	2.3	14	77,682	1.4
国東市	195	2,179,800	1.5	444	3,326,114	1.5	28	213,785	3.9
市計	11,211	136,175,201	94.4	22,173	211,122,286	95.3	643	5,381,125	98.6
東国東郡	8	56,700		11	41,848				
速見郡	230	3,310,241	2.3	364	3,881,307	1.8	9	36,856	0.7
玖珠郡	354	3,771,180	2.6	513	4,741,250	2.2	8	36,510	0.7
郡部計	592	7,138,121	4.9	888	8,664,404	4.0	17	73,366	1.4
県外	53	951,700	0.7	86	1,553,871	0.7			
合計	11,856	144,265,022	100.0	23,147	221,340,562	100.0	660	5,454,601	100.0

▶ 保証承諾の推移



▶ 保証債務残高の推移



▶ 代位弁済の推移



▶ 利用企業者数の推移



20年度経営計画の評価

大分県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、金融支援・経営支援に努めてまいりました。

当協会は経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を適切に果たすために、経営計画を公表し、計画等の実施状況に係る自己評価を行うとともに第三者による評価を受け、その結果について公表しています。

今般、平成20年度経営計画の実施状況について自己評価を行いましたので、外部評価委員会（委員：岡村邦彦弁護士・河野光雄公認会計士）意見書と併せて公表いたします。

1. 業務環境

(1) 地域経済及び中小企業の状況

大分県内の経済情勢は、米国発の世界的金融危機を背景に、これまで県経済を牽引してきた鉄鋼・自動車・IT関連大手製造業や輸出関連産業等の減産、これに伴う雇用問題等景気は大幅に悪化しており、しばらくは厳しい状況が続くものと思われる。

(2) 中小企業向け融資の動向

日銀大分支店の調査によると、県内貸出は前年を下回って推移しており、中小企業から見た金融機関の企業向け貸出態度判断は依然「厳しい」で推移している。

(3) 大分県内中小企業の資金繰り状況

中小企業の業況判断は製造業・非製造業共に悪化の方向にあり、資金繰りにおける景況感についても運転資金調達の増加により悪化している。

(4) 大分県中小企業の設備投資動向

日銀大分支店の調査によると、09年度の設備投資計画は前年を上回っているものの、製造業を中心として、操業度の低下による整備過剰感の高まりから、投資の取り止めや先送りの動きがみられており、抑制色が強まっている。

(5) 大分県内の雇用情勢

日銀大分支店の調査によると、09年3月の有効求人倍率は0.51倍で07年12月の1.05倍をピークに、15か月連続して1倍を下回っており、雇用環境は一段と悪化している。

2. 重要課題について

(1) 保証部門

保証審査の適正化・効率化

金融機関本部との情報交換及び支店担当との相談会を実施することとし、金融機関と一層の情報共有を図るとともに、案件進捗管理の徹底により審査スピードのアップを行った。また、CRDスコアを参考とした簡易稟議案件の推進により、審査の迅速化に努めた。

- ・金融機関との情報交換について地元主力5行の本部を毎月訪問の上、協会の保証動向の説明を行うと共に、中小企業の情報交換を行った。
- ・金融機関別・地域別に案件相談会を45回開催、地区担当者と担当課長が出席の上、地域毎に情報共有を行った。
- ・CRDスコアを参考とした提携保証及び当座貸越、カードローンの審査の迅速化について、更新分については、期日の2ヶ月前より要件のチェックを行い、要件の合致しない企業に対する対応方法を金融機関に提案してきた。その結果、当座貸越・カードローンの保証債務残高については、前年対比、件数で505件、金額で77億6百万円の減少となった。
- ・簡易案件の稟議作成等、経営・再生支援室との連携により審査の迅速化に努めた。（経営・再生支援室の保証稟議処理件数率は35.5%）また、関連企業及び大口案件、業況の厳しい先の審査についても必要に応じ経営・再生支援室にて対応した。（件数は86件）

利用企業者数の増加

パンフレットの活用やホームページによる広報活動、関係機関との連携強化、各種勉強会の開催、関係機関主催セミナーへの職員講師派遣等により、協会を利用した場合の利便性・優位性（保証人の非徴求、制度資金の金利メリット、団体信用生命保険制度等の紹介）を説明し、未利用企業者の保証推進を行った。

- ・新規企業の開拓、育成による利用企業者数の増加を平成16年度から重点項目としており、広報機能の強化や関係機関との連携により新規獲得に努めた。その結果、前年度末13,686企業から13,673企業と13企業の減少に留まった。尚、保証利用浸透度は33.04%で全国順位は、前年と同じ25位

となった。(4月～12月まで223企業の減少であったが、緊急保証制度の取扱開始に伴い21年1月～3月は210企業の増加)

先数浸透度は、平成19年度より総務省「事業所・企業統計調査(平成18年)」を中小企業庁で再編加工した中小企業者数による。(中小企業者数41,386先)

責任共有制度の円滑な運用

金融機関と連携して、中小企業者の資金繰りの把握に努め、企業ニーズに応えた適切な支援を行った。

- ・金融機関別・地域別に案件相談会を45回開催、地区担当者と担当課長が出席の上、責任負担割合を制度別に十分説明し、理解の浸透強化に努めた。
- ・小規模企業者については責任共有対象外の「小口零細企業保証」の提案を積極的に行った。その結果、小口零細企業保証は2,307件(前年比207.5%)の保証承諾となった。
- ・各商工会、会議所団体と3回、地元6金融機関との勉強会及び案件相談会を56回実施し、理解の浸透に努めた。

政策保証の推進

不況業種に属する中小企業者や厳しい環境で努力している中小企業者に対して、親身な対応に努めるとともに、国の経済対策保証制度であるセーフティネット保証、流動資産担保保証等を積極的に推進して資金需要の円滑化に努めた。

- ・セーフティネット保証は緊急保証制度の取扱開始後については、関係機関との勉強会及び案件相談会において、緊急保証制度を最優先に推進し、弾力的な保証対応に努めた結果、4,512件684億48百万円の保証承諾を行った。その内、県制度資金については、543億94百万円の保証承諾を行った。結果、県内企業倒産の負債総額は20年度上期511億2百万円から下期110億93百万円となり倒産の抑制に繋がった。
- ・流動資産担保保証については、目標を50件に設定し、推進した結果、63件となり、目標を達成した。

職員の目利き能力の向上

多様化する保証ニーズに応えるため、連合会主催研修等への受講参加や現地調査等を通してのOJTにより、中小企業者の問題点・将来性を的確に判断できる職員の養成に努めた。

- ・中小企業の将来性や技術力を的確に評価できる職員の養成を目的として、全国信用保証協会連合会開催の「企業の目利き講座」研修に職員を1名参加させたほか、中小企業診断士育成のため「中小企業診断士養成課程」にも職員を参加させた。結果として、1名が中小企業診断士資格を取得した。また、保証担当者を関係機関との勉強会に講師として6回派遣した。職場内においては、専務理事を講師とした勉強会の他、ベテラン職員のOJTによる人材育成を通じて必要な知識の習得やブラッシュアップに努めた。

(2) 期中管理部門

関係部門(保証・回収、及び再生支援関係機関)との連携強化

関係部門との情報交換等により連携強化を図り、効果的かつスムーズな調整に努めるとともに、代位弁済案件について早期回収に繋げるように努めた。また、平成19年度に経営・再生支援室の人員を拡充して経営・再生支援機能を強化したことにより、経営改善指導相談案件の審査についてはきめ細かな対応ができるようになった。平成20年度は大口債権管理、MSS(中小企業診断システム)の活用や再生支援協議会との連携を強化し、引き続き経営・再生支援室を活用した支援を推進した。

- ・金融機関が重複する大口案件については、協会主導により企業訪問を4件実施し、金融機関間の調整を行った。
- ・大分県再生支援協議会とは企業の再生を念頭においた協議を常時行っており、連携強化に努めている。
- ・代位弁済については、毎月回収担当と「代位弁済打ち合わせ会」を実施し早期回収に繋がるべく連携強化に努めた。

延滞案件の早期着手

延滞案件について早期に債権管理を行ない、即応性のある行動をとった。

- ・延滞1ヶ月案件の要管理先を支店毎にリストアップし、支店訪問による情報収集に努め、早期に条件変更可能か見極め、条件変更を推進した。その結果、返済緩和及び支払利息の軽減依頼等、条件変更の推進強化に努め、107企業の条件変更対応による事業継続支援を行った。また、調整見込みがないと判断された660件、54億54百万円に対しては、支払利息の負担軽減を考慮し早期の代位弁済を実施した。大口案件(5千万円以上)の事故報告(平成20年度37件)については、現況及び保全状況、今後の方針を役員へ報告した。

金融機関との連携強化による債権管理の強化

事故報告受付等による要管理先について、早期実態把握に努め、中小企業者の実態に即した返済額の軽減、一定期間の返済猶予、期限延長等の条件変更により正常化を図った。

- ・地元主力5行の本部へは毎月定期的に訪問し、情報収集及び事務手続等を含めた意見交換を行い連携強化に努めた。
- ・大分銀行については、協会への報告書（事故報告書等）を本部経由に変更、本部機能活用の強化を図った。
- ・豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫については、期中管理事務に関する勉強会を年3回実施した。

期中管理部門の整備充実

期中管理部門の業務の流れを見直し、効率的な調査や代位弁済事務手続きを行えるようにした。

- ・回収業務を促進するために業務の見直しを行い、事務部門（管理一課）と現業部門（管理二課）に分離、日常業務の中での情報共有と、スムーズな方針伝達ができるようにした。

（3）回収部門

回収の早期着手

期中管理部門と連携し、早期回収の着手により回収実績の増加に努めた。

- ・新規代位弁済案件については、期中管理担当と「代位弁済打ち合わせ会」を毎月行い、大口5千万円以上の案件については現状と方針を役員に報告した。
- ・回収促進のため、新規代位弁済の無担保債権及び担保売却後の無担保債権となった案件をサービサーに早期に委託することとし、平成20年度は364件、実施した。

求償権の実態把握

求償権先への訪問督促を強化し、面談率を高めるとともに、定期入金先との増額交渉や一括弁済に努めた。

- ・督促強化に伴い年間867企業先との面談を実施した。
- ・新規代位弁済時及び競売価格確定時に再評価を行い、担保権管理表にて回収見込み額の進捗管理を実施した。
- ・回収促進のため、法的措置を推進（61件申立）また、休日督促も1回実施した。
- ・地元不動産業者と年2回の意見交換を行い市場性動向の把握に努めた。

サービサーを活用した回収の促進

求償債権の増加に対応して、サービサーへの回収委託範囲を拡大し効率的な回収に努めた。

- ・保証協会サービサーへ無担保債権を中心とした委託増加を行った結果、本年度において364件、27億円の新規委託を実施した。また、業務区域外求償権先の委託については、2件の3先を実施した。その結果、サービサーの回収額は2億21百万円となった。

事業再生支援等の新たな制度への取組み

再生支援など新たな取組みへの検討、討議を行ない、求償権先の実情に則した対応に努めた。

- ・業務部の「経営・再生支援室」との情報共有化に努め、3件をピックアップし、求償権消滅保証案件の実績成立に取り組んだが結果、年度内の保証承諾には至らず、平成21年度に持ちこした。（平成21年5月に1件対応）
- ・大分県再生支援協議会とは、企業の再生を念頭においた協議を常時行い、連携強化に努めた。

管理回収事務の効率化

急増する求償債権に対応するため、管理事務の効率化に努め、合理化を図った。

- ・自己破産、他方的整理等による回収不能債権について、管理事務停止101件・3億81百万円、求償権整理103件・4億4百万円を実施した。

（4）その他間接部門

コンプライアンス態勢の充実・強化及び危機管理態勢の整備

コンプライアンスプログラムに基づき、研修・啓蒙活動を行うとともに、適宜法令遵守態勢の検証を行った。内部統制によるリスク管理を行うとともに、危機管理態勢の検証を行った。

- ・会長の年度初め、年末、年始の挨拶において、必ずコンプライアンスに関する事項に触れて訓辞を行い、法令遵守の徹底を行った。
- ・年度初めの4月にコンプライアンスプログラム及びマニュアルの変更箇所をわかりやすくかみ砕いた解説書を作成し全員に配布するとともに、課毎に読み合わせて内容を徹底した。
- ・コンプライアンスチェックシートの実行を8月と2月の2回行った。その結果、各項目とも周知徹底されていることがわかった。

- ・25のマナーチェックを6月と12月に実施した。概ね一般的なことは及第点に達しているようだが、他者と強調すること、顧客対応等サービスのなことに、まだ不十分であるとの結果となった。
- ・「反社会的勢力への対応」について、8月と9月に大分県暴力追放県民会議より講師を招いて研修を実施した。ロールプレイングによる対応の実演を行い非常にわかりやすく効果的な研修となった。
- ・「苦情のとらえ方」についての研修を12月に部毎及び派遣職員等に4日に分けて実施した。苦情事例を各自でチェックすることにより、お客様の意見は、クレームでないものも含めて全て苦情としてとらえることの重要性を徹底した。また、このときの意見をもとに新たに「お問い合わせ票」を作成した。
- ・毎月各課で開催する課内会議において「コンプライアンス」及び「個人情報保護」について討議を行い、討議結果を役員まで報告することにより職員の啓蒙活動に努めている。
- ・コンプライアンスに関するニュースを13回発信しコンプライアンス違反の事例として教訓にしている。
- ・平成20年度は4半期毎の定例コンプライアンス委員会を4回開催、随時委員会を1回開催し、コンプライアンスに関する活動内容の報告等を協議し対応した。

金融機関との適切な責任共有制度への取組みと整備

平成19年10月に導入された金融機関との適切な責任共有制度システムのスムーズな運営に向けた取組みを行った。

- ・平成20年上期は、金融機関との勉強会及び懇談会で責任共有制度について説明したが、下期は10月末に創設された原材料価格高騰対応等緊急保証制度（現緊急保証）の普及を優先した。その結果、平成21年3月末の責任共有制度対象の保証承諾額に占める割合は平成20年10月末対比で82.2%から46.4%と大きく減少することとなった。緊急保証制度は平成22年3月31日までの時限制度であるため、その後の責任共有制度の体制について今後も説明を行っていく予定である。
- ・責任共有制度分の金融機関との残高照合、負担金計算については定められた手続き通り事務処理を行うことができ金融機関からの残高照合の問い合わせについてもスムーズに回答でき、問題は発生しなかった。

九州ブロック共同システムの運用と整備

平成20年4月に移行した九州ブロック共同システムの運用により業務の効率化・合理化を図り、経営基盤の強化に努めた。

- ・九州6協会の最後となったが平成20年4月に共同化システムへ移行し、概ね順調に推移している。システムの改善については、九州6協会の共同システム運用会議を5回開催し、問題点や改善事項について、協議、対応している。当協会の単独対応事項として、関係団体等への報告書、内部分析資料、チェック確認処理等で40本のプログラムを単独で開発した。
- ・その他、担保システムについては、今後の検討事項となった為、当協会ではデータの整備のみを行うこととした。
- ・また、セキュリティの面で、大阪市にあるOBP（大阪ビジネスパーク）内NECビルのアウトソーシングセンター監査を6協会が共同で行い、環境及びデータのセキュリティ等に問題がないことを確認した。今後、システムをより効率的に改善するために事務統一の可能性を6協会で検討することとしている。

信用補完制度の拡充に向けた取組みと整備

中小企業の事業承継円滑化等に資する取組み及び事業再生支援の拡充に向けた取組みを行った。

- ・事業承継円滑化制度を平成20年9月に創設し月報・季刊誌・ホームページで広報するとともに取組みに向けて関係団体と協議を行ったが具体的な申込相談はなかった。
- ・事業再生支援ファンドへの出資について、中小企業基盤整備機構が出資することが条件となっており九州では大分ベンチャーキャピタルが創設するファンドが唯一対象ファンドであることから2,000万円を出資することを決めた。ファンドの運用は21年度から行う予定である。

業務改善等に資する取組みと整備

業務区域外求償権・不正利用者等に係る情報交換体制の充実に努めた。

- ・信用保証協会の適切且つ健全な運営を図る観点から連合会が構築する業務区域外求償権及び不正利用者等にかかる情報交換システムを九州6協会が参加するNECグループ22協会の共同システムで開発することとした。運用は、システム検証後21年度から稼働させる予定である。

広報活動の充実

信用保証制度について広く正しい理解を得、一層の認識向上を図るため、ホームページや機関誌の充実等により中小企業者向けの広報活動に努めた。

- ・平成20年度は、中小企業者向けの広報として新聞広告を2回行った。また、テレビ局へも情報を提供し、ニュースとして報道された。

- ・当協会のホームページや保証月報、関係機関の広報誌に制度の案内や創設に関することを掲載するとともに、保証月報と一緒に季節毎にチラシを入れタイムリーな広報に努めた。ディスクロージャー誌については、内容を充実させ7月中に作成し、関係先に配布するとともに備え置いた。

人材開発の充実と強化

審査能力の一層の向上等を通じ、信用補完制度の適切な運営に資するとともに、信用補完制度の変革期における人材の育成・開発を促進した。

- ・平成20年度の採用試験では、新卒採用試験を4月に行い2名を採用内定とし、早期に内定することで優秀な人材確保に努めた。また、人員構成上手薄となっている部署への補充として中途採用試験を行い、2名を採用8月から嘱託職員とした。(平成21年4月に正職員として採用)
- ・連合会の、階層別研修に6人、業務研修に3人、課題別研修に7人、適任者を派遣し基本能力・審査能力等の底上げを図った。また、自己啓発の資格取得試験の通信講座に中小企業診断士2名、社会保険労務士2名、宅地建物取引主任者1名、連合会資格試験の保証審査検定講座を4名が受講した。その他、中小企業大学の中小企業診断士養成コース(9月から翌4月)に1名を派遣した。その結果、宅地建物取引主任者1名、連合会資格試験の保証審査検定4名の合格者の他、中小企業診断士1名が資格を取得し、平成21年4月より審査部門に配属された。

裁判員制度への対応

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき、当協会職員が裁判員として司法参加するための環境整備に係る検討を行った。

- ・全国信用保証協会連合会第492回理事会においての総務委員会専門部会の報告の内容を参考として今後、整備を行うこととしている。

3. 事業計画について

当協会の平成20年度の事業概況について、県内中小企業が厳しい経営環境にある中で、基本業務である保証承諾は11,856件、金額1,442億円となり、前年比では件数125.6%、金額139.7%、計画比金額は153.5%であった。

保証債務残高は23,147件、金額2,213億円となり、前年比では件数96.3%、金額109.7%、計画比金額は110.7%でした。これは、借換保証による影響が大きく、一本化のため件数は減少していますが金額は増加したものである。

保証承諾は平成20年10月末に創設された「緊急保証制度」の影響から年度後半、保証申込が急増、また、一般制度より有利な保証料率体系の県制度資金の取扱増加により、大幅に増加した。保証債務残高についても、計画を上回ることが出来た。

一方、代位弁済は660件、54億55百万円となり、前年比では件数113.4%、金額108.8%、計画比金額121.2%と、件数・金額共に増加となった。

また、回収は担保物件の処分低迷や無担保債権の増加等により9億90百万円と前年比81.9%、計画比66.0%の実績となった。

4. 収支計画について

年度経営計画に基づき保証業務の適正な運営と経営の効率化に努めた結果、収支差額は2億95百万円の黒字計上となった。この収支差額の処理として、2億95百万円全額を基金準備金に繰り入れ基本財産の増強を図った。

5. 財務計画について

基本財産のうち、基金準備金については、収支差額により2億95百万円を繰り入れ、期末の基金準備金は68億69百万円となった。金融安定化特別基金は、金融安定化特別会計の収支差額10百万円を取崩し7億88百万円となった。

この結果、基本財産総額は130億61百万円となった。

6. 主要業務数値

項目	金額(百万円)	前年比(%)	計画比(%)	計画額(百万円)
保証承諾	144,265	139.7	153.5	94,000
保証債務残高	221,341	109.7	110.7	200,000
代位弁済	5,455	108.8	121.2	4,500
回収	990	81.9	66.0	1,150

平成20年度経営計画の評価に対する外部評価委員会意見書

業務環境

平成20年度の県内経済は、サブプライムローン問題に端を発したり・マンブラザーズの破綻等米国発の世界的金融危機の影響を受け、これまで県経済を牽引してきた鉄鋼・自動車・IT関連大手製造業や輸出関連企業等が減産調整や雇用調整を行ったことにより県下の経済状況は大幅に悪化している。中小企業においても例外ではなく、取り巻く環境はさらに厳しい状況となっている。

保証部門について

地元の主力5金融機関の本部を毎月定例訪問し情報の収集、提供により情報の共有化を図っている。また、地域ごとに案件相談会・勉強会を開催し政策保証制度等の制度内容や申込手続きの周知徹底を図っている。

中小企業者の保証利用の拡大と利便性の向上のため、完済案件の掘り起こしや第三者保証人を徴求しない保証を積極的に推進している。また、各種広報活動・相談会の開催による普及活動に努めており、上記は減少していた利用中小企業者数が、下期は緊急保証導入の効果もあり増加に転じ前年度比13企業の減少にとどまっている。全国的にはこの5年間で利用企業者数が増加したのはわずかに3協会であり大分県はその中の1協会であることから努力の成果と評価できる。

国の政策保証の推進は、平成20年10月末から導入された「緊急保証制度」に積極的に取り組み4,512件、684億円の保証承諾（九州7県中、福岡県、熊本県に次ぎ3番目）を行い中小企業の資金繰りに貢献した。その結果、年度下期の県内中小企業の倒産抑制に大きく貢献できたことは評価できる。その他の政策保証についても目標を設定し、行動計画を立てての取り組みがみられた。

職員の目利き能力の向上について、中小企業診断士等の資格取得や連合会の保証審査検定により職員のスキルアップに注力し中小企業者への経営診断サービスを実行できる職員の育成に努めていた。しかし、直接中小企業者を指導し助言を行う点においては取扱件数が少なく実績が上がっていないため今後に期待したい。

期中管理について

関係部門間や金融機関との連携強化を図り大口案件の情報収集や早期債権管理の着手を図る。また、経営・再生支援機能の強化を図るため平成20年度から経営・再生支援室の人員を増加している。これにより返済緩和・支払利息の軽減対応等条件変更により事業継続支援の実績を上げている。また、調整不能先については早期の代位弁済を実施することにより支払利息の負担軽減を図っており金融機関へのスムーズな代位弁済ができていることは評価できる。

一方代位弁済の状況は、県内中小企業の厳しい経営環境により倒産の増加とともに3年連続して計画を上回り平成20年度も過去最高の54億55百万円となっている。しかしながら、保証債務平均残高による代位弁済率は2.70%と全国平均の3.45%、九州平均の3.50%を下回っており厳しい環境の中においても堅実性が窺える。現在の県内情勢から今後も倒産企業の増加が懸念され、代位弁済の増加が危惧されることから、中小企業の支援を継続し条件変更等による代位弁済の抑制の努力が必要と考える。

回収部門について

回収の早期着手や求償権の早期実態把握・サービサーを活用した回収の促進を目標に掲げ回収の最大化に努力しているが、担保物件の処分がすまないとや無担保債権の増加等の要因から回収額は減少、計画比および前年比ともに大きく下回る結果となっている。物件の法的処分による売却と並行し任意売却により処分価格の積み上げを行う回収策の促進を行うとともに保証協会サービサーの活用による定期回収の底上げを図る等さらなる回収督促手段を講じていただきたい。

また、求償権消滅保証等事業再生支援についても積極的に努めていただきたい。

その他間接部門について

コンピュータの共同システムが平成20年4月に稼働しており、共同システムの改善についても共同化で行うものと個別協会ごとに対応するものを分けて改善を図っていることは評価できる。しかし、共同システムによるコストの低減が十分な効果をあげておらず今後の対策が必要である。そして、経営効率や事務の合理化により利用者の一層の利便性向上を図られることに期待したい。

コンプライアンスに対する取り組みは、年度初め、年末年始等の会長訓示等で周知徹底しコンプライアンスの遵守に努めているほか、コンプライアンスプログラムの内容を見直し内容の徹底を行っていた。また、内部や外部講師による研修の開催やコンプライアンス委員会を開催しコンプライアンス体制の状況を確認している。そのほかにもコンプライアンスニュースの発信による事例検証や新たに「お問合わせ票」の作成を行い苦情に対する認識を高めていることは評価できる。

情報セキュリティについて、全国的に個人情報を含んだデータの漏えい事件や不祥事件が多発している中で、データの管理や職員の教育指導を十分に行っていただきたい。また、暴力団等反社会的勢力等への対応はロールプレイング研修で行っている通り毅然とした態度をとることを徹底していただきたい。

総括

経営計画に基づく業務運営は厳しい環境の中、収支差額295百万円を計上できており、この全額を基金準備金に繰り入れて基本財産の増強を図っている。しかし、平成20年度は過去最高額の代位弁済を実施していることや現在の中小企業が置かれている経営環境等から今後も代位弁済の増加が予想され収支の悪化が懸念される。将来を見越した対策を講じていくことが必要である。

第一次中期事業計画(平成18年度～平成20年度)の評価

大分県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、平成18年度から平成20年度までの3か年間の中期事業計画における業務運営の基本方針として、以下に掲げる事項を主要項目として取り組んできました。

当協会は経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を適切に果たすために、中期事業計画を公表し、計画等の実施状況に係る自己評価を行うとともに第三者による評価を受け、その結果について公表しています。

今般、第一次中期事業計画(平成18年度～平成20年度)の実施状況について自己評価を行いましたので、外部評価委員会(委員：岡村邦彦弁護士・河野光雄公認会計士)意見書と併せて公表いたします。

(1) 地域経済及び中小企業の状況

平成18年度の県内経済は、需要好調な自動車や精密機械等で高水準の生産が続いているほか、製造業を中心とした設備投資の増加や雇用の改善を背景に引き続き緩やかに持ち直していたが、中小企業を取り巻く経営環境は厳しいものであった。

平成19年度は、電気機械・輸送用機械や鉄鋼・精密機械が高操業を持続している中で雇用環境の改善が一服しているほか、原材料価格高騰の影響等から企業マインドが悪化し、全体として持ち直しの動きが一服した。また中小企業では、原油価格高騰による燃料費の増加や原材料費の増加をコストに転嫁できなくなり、中小企業を取り巻く経営環境は依然厳しい状況にあった。

平成20年度は、米国発の世界的金融危機を背景にこれまで県経済を牽引してきた鉄鋼・自動車・IT関連大手製造業や輸出関連産業の減産により雇用問題等も表面化し、景気は大幅に悪化しており、厳しい状況が続いていた。

(2) 中小企業向け融資及び保証の動向

平成18年度は、金融機関の企業向け貸出基準金利の引き上げの影響から、中小企業の貸出約定平均金利は上昇した。

平成19年度は、法人向け貸出の減少等から貸出金残高は減少となっており、中小企業から見た金融機関の企業向け貸出態度は「厳しい」が増加した。

平成20年度の貸出状況は前年度を下回って推移し、中小企業から見た金融機関の企業向け貸出態度は依然「厳しい」で推移した。

(3) 大分県内中小企業の資金繰り状況

平成18年度は、中小企業の業況判断は改善の方向にあるが資金繰り景況感は全体で横ばいとなっており業種別では製造業・小売業でやや好転、建設業・サービス業でやや悪化した。

平成19年度は、原材料の価格高騰の影響から悪化の方向にあり、資金繰りにおいても運転資金の増加により借入金返済期間は長期化した。

平成20年度も中小企業の業況判断は製造業・非製造業ともに悪化し、資金繰りにおける景況感についても運転資金調達の増加により悪化した。

(4) 大分県中小企業の設備投資動向

平成18年度は進出企業の大規模投資の後ズレ等から幾分下方修正となったが依然高留まりしていた。一方、中小企業の設備投資需要は弱く模様眺めの状態が続いていた。

平成19年度は、輸出用機械、精密機械等を中心に大規模な能力増強投資から製造業を中心に前年度を上回ったが、中小企業の設備投資は低調に推移した。

平成20年度当初は、設備投資計画は前年度を上回っていたが製造業を中心に操業度の低下による設備過剰感の高まりから、投資の取り止めや先送りの動きが見られ抑制色が強まった。

(5) 大分県内の雇用情勢

平成18年度は、進出企業など好調企業の生産増加等を背景に雇用情勢は改善傾向にあり、平成19年3

月の有効求人倍率は0.99倍となった。その後平成19年12月の1.05倍をピークに平成20年3月は0.95倍、平成21年3月には0.51倍となり非常に厳しい状態となった。

平成18年度から20年度までの3カ年間の業務上の基本方針についての実施評価は以下の通り。

(1) 経営支援・再生支援体制の整備強化

平成18年4月から経営支援室(1名)及び再生支援室(1名)を設置し、中小企業の再生に向けた取組を支援することとした。初年度は1年間で17企業の相談を受け、中小企業診断士を活用して経営改善計画策定などに際しての助言・提言を14企業に対して実施した。

平成19年度は組織の効率化のため、経営・再生支援室として業務部に設置、室長に中小企業診断士を配属し、専任の調査役と職員2名の4名体制に増強した。全般的な経営相談等に加え台風災害先等からの金融相談を受け68企業に対し保証取組を実施した。また、再生手続開始申立企業に指定された企業との取引があり回収困難な債権がある中小企業者のうち、21企業について経営支援に取り組んだ。

平成20年度は、大分県再生支援協議会と企業の再生を念頭に置いた協議を常時行うようにし連携強化に努めた。また、返済緩和や支払利息の軽減依頼等、条件変更の推進強化に努め107企業の条件変更対応による事業継続支援を行った。求償権先に対する再生支援としての求償権消滅保証は3年間で2件の実施に止まった。

(2) 保証制度の多様化への対応

不動産担保に依存しない資金調達方法として創設された「売掛債権担保融資制度」については、金融機関との融資相談会や勉強会において制度説明を行い、金融機関等に積極的な利用を推進した結果、平成18年度は保証承諾件数114件となり年間目標100件を達成出来た。

平成19年度からは「棚卸資産」も対象となり流動資産担保保証として拡充されたことからホームページや保証月報・チラシによる広報を行い、54件の実績を上げたが前年実績を大きく下回ることとなった。

平成20年度は、流動資産担保保証の目標を50件とし、推進した結果、63件の実績を上げることが出来た。

(3) 政策保証の推進

平成18年度は、平成15年8月から大分県制度に係る「大分県金融円滑化特別対策事業」が実施されており、固定金利であり中小企業のニーズも大きいことから積極的に推進し、5,515件、555億24百万円の保証承諾を行った。また、国の政策保証である「セーフティネット保証」について、金融機関との融資相談会や勉強会、地域商工会議所の金融相談等で制度要件の周知徹底を行った結果、926件、186億33百万円の実績となった。

平成19年度・20年度においても業況の悪化している業種に属する中小企業者や自然災害によって大きな打撃を受けている中小企業者に対し、ホームページやパンフレットの配布、説明会の開催により、制度のさらなる推進を行った。また、平成20年10月末に創設された「緊急保証制度」により保証需要は一気に伸びた。その結果、セーフティネット保証の保証承諾は平成19年度715件、135億29百万円であったが、平成20年度は4,512件、684億48百万円となり保証債務残高は、5,577件、776億64百万円となった。

(4) 利便性の向上に向けた努力

利便性に向けた取組として、MSS(中小企業経営診断システム)の活用、保証申込書類の全国統一化、保証協会団体生命保険制度の導入を行った。MSSについては、CRD協会の社員を講師として招き、スキル取得の為に研修を開催した他、MSSを活用した経営支援スキル習得のための講座へ毎年1～2名を研修に派遣、人材育成にも努めた。保証申込書類については、申込書類と記載案内・チェックリスト等をセット化して申込時の利便性を図った。また、団体生命保険制度については、安定した需要がありプラスワンサービスとして利便性の向上に繋げている。

(5) リスク考慮型保証料体系及び金融機関との適切な責任共有制度の導入に伴う影響把握

リスク考慮型保証料体系を平成18年4月に導入した。導入後、大分県制度資金や市町村制度資金等保証料の一部補助や補給のある制度について関係団体と協議し対応した。その結果、中小企業者の保証料負担

が軽減となる制度となった。

責任共有制度については平成19年10月に導入した。導入に当たり金融機関本部を初め地域ごとに説明会を開催し、金融機関支店や商工団体・地公体へも説明した。導入後、特に問題等は発生しておらず、保証申込も常態で推移した。

(6) 期中管理の充実・強化

金融機関との連携強化による早期実態把握に努めるため、延滞先のリストアップを行い、大口債権・担保債権等特殊案件については金融機関への訪問調査、当事者面談で状況確認を徹底した。代位弁済となる案件については、毎月回収部門と「情報交換会議」を行い、5,000万円以上の大口・担保付案件については不動産評価資料等情報収集に努め役員へ報告し回収策を協議するようになった。また、平成19年度以降、景気不透明感により増大する事故報告案件に対応し、その後の回収業務を促進するために「業務変更チーム」を発足し業務の見直しを行い、事務部門(管理一課)と現業部門(管理二課)に分離し、平成20年度より新体制で行うようにした。その結果、平成20年度は、日常業務の中での情報共有とスムーズな方針伝達が行えるようになった。

(7) 回収の合理化・効率化

中小企業を取り巻く経済環境は年々厳しさを増し体位弁済が増加している。その中で無担保保証や第三者保証人のいない保証及び破産・民事再生(私的再生を含む)等の法的手続きの増加により、求償権全体の質的低下が生じていることから求償権の回収は平成18年度13億83百万円、平成19年度12億8百万円、平成20年度9億90百万円と減少している。このため、期中管理部門と連携し早期回収の着手、回収方針の早期策定等を徹底した。しかし、平成18年度から実施した不動産担保や保証人に過度に依存しない保証に伴い、無担保求償権や代表者以外保証人のいない求償権の増加により回収は低迷し3ヵ年計画を達成することができなかった。サービサーの活用については、平成18年度に委託基準の見直しを行い、無担保債権を中心に委託増加を行った結果、回収額は2億40百万円となり前年度比119%と大幅に伸びた。平成19年度は新たに300件、18億86百万円の委託を行ったことから1億82百万円の回収を上げることができた。平成20年度については、更に364件、27億円の委託をしたが回収は2億21百万円に止まった。

(8) 制度改革にかかるシステム対応等

業務の効率化と経費の削減を図るため、平成16年度より取り組んできた電算システムの共同化について、平成20年4月にNECが開発した「GLOBALNEXTS」をベースとした九州地区6協会の共同システムに移行し稼働した。この間に行われた平成19年10月からの金融機関との適切な責任共有制度の導入については、平成20年4月の共同システム導入時までの暫定システムを構築し対応した。また、新システム稼働後の障害や改善を図るため、6協会で「共同システム運用会議」を設置しシステムの改善や障害の再発防止として連携を強化した。

コンプライアンス態勢の更なる充実・強化については、年度初め、年末・年始の会長訓辞で必ずコンプライアンスに関する事項に触れ法令遵守等の徹底をした。年度初めの4月にコンプライアンスプログラム及びマニュアルの変更箇所を分かりやすくかみ砕いた解説書を作成し職員全員に配布するとともに課毎に読み合わせて内容の周知徹底を行った。また、職員の行動チェックのためコンプライアンスチェックシート及び25のマナーチェックを定期的実施し啓蒙活動にも努めた。コンプライアンスに関するニュースについては、平成19年度12回、平成20年度13回発信しコンプライアンス違反の事例等を教訓としている。

顔の見える協会を目指した取組みは、金融機関本部を定期訪問し、情報交換するとともに地域毎の案件相談会や勉強会を開催した。中小企業者に対しては、地元新聞への広告の掲載やホームページ、季刊誌・月報等による広報や情報の提供に努めた。また、苦情のとらえ方について、職員の認識を統一するために「苦情処理の心構え」を作成、クレームでないものも含めて全て苦情と捉えることの重要性を認識し新たにお客様の意見を記録する「お問い合わせ票」を作成した。公的な機関として経営の透明性を一層向上させるため、事業概況、経営計画等をホームページやディスクロージャー誌で公表もした。

第一次中期事業計画の評価に対する外部評価委員会意見書

3カ年間の事業計画について

3カ年間の事業計画は初年度の県内経済状況が好調に推移していたことから無難なスベリ出しとなったが、全国的な景気の低迷から代位弁済は増加した。2年度目は景気回復の兆しがあったものの、3年度目は年度後半、米国発の世界的金融危機により景気は一気に悪化したが政府の経済対策効果もあり、保証承諾・保証債務残高は計画を上回った。反面、代位弁済は大幅に増加し、回収は計画を大きく下回っている。

3カ年間の業務上の基本方針について

経営支援・再生支援体制の整備強化について、人員の増加を行い、全般的な経営相談に加え、台風災害先等の特殊案件、企業先の実態に沿った条件変更による返済緩和等の対応を行っており着実に成果をあげている。しかしながら再生支援部門においては、求償権消滅保証の実施件数は僅かな件数に留まっており今後、増加対策の検討を要するものとする。

国の政策保証である「セーフティネット保証」について、各種広報活動をはじめ金融機関、商工団体等との案件相談会、勉強会、説明会を通じ積極的に推進を行っていた。特に平成20年度下期における「緊急保証」の保証承諾の大幅な増加により県内中小企業の資金調達に対する寄与は県内企業の倒産の減少に直結しており評価できる。

リスク考慮型保証料体系及び責任共有制度に対する取組について、平成18年4月にリスク考慮型保証料体系、平成19年10月に責任共有制度をそれぞれ導入しており、導入前にあたり各種団体へ入念に説明会を実施したことにより、今まで特に問題の発生はなく順調に推移している。

回収について、平成18年度は13億83百万円を回収し前年比・計画比共に上回っているものの、平成19年度は12億8百万円、平成20年度は9億90百万円と2期続けて前年比・計画比共に下回り低迷している。無担保債権、法的手続きによる破産債権の増加等による影響も考えられるが反面、回収財源として代位弁済が増加していることを考慮すれば回収効率を上げるためのさらなる検討を願いたい。

電算システムの共同化について、平成20年4月導入の九州地区共同システムの改善に向け、対策を講じていた。しかしながら、現状においてコスト面で改善の余地があることから今後の対策について期待したい。

コンプライアンス態勢について、各年度を通じ法令遵守の周知徹底をはかるための対応を行っていた。今後も職員教育等更なる徹底指導を願いたい。

総括

財務状況は3期続けて収支差額を確保し、基本財産の増強を図っており九州地区でも中位となってきた。事業実績は3期続けて保証承諾及び保証債務残高は計画比を上回っている。しかしながら代位弁済及び回収については年度計画を下回る結果となっており今後、改善をはかるべく各種手段を講じて頂きたい。

中期事業計画書・年度経営計画について

当協会は、公的機関として経営の透明性を一層向上させるため、「中期事業計画（平成21年度～平成23年度）」に基づく「年度経営計画（平成21年度）」を策定しましたので公表します。

第二次中期事業計画（平成21年度～平成23年度）

大分県信用保証協会は公的な保証機関として、原材料価格高騰対応等緊急保証制度（以下、「全国緊急」という。）をはじめ、より一層中小企業者のニーズに沿った信用保証を迅速かつ安定的に提供できる体制を作り、真面目に事業に取り組んでいる県内中小零細企業者の金融の円滑化に応えるため、平成21年度から23年度までの3カ年間ににおける業務上の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組みます。

1．政策保証の推進

中小企業者の多様な資金需要に応えるため、各種政策保証の普及を図り積極的に利用を推進します。

2．保証審査の適正化・効率化

金融機関と一層の情報共有化を図るとともに、目利き審査のできる職員による企業の実態把握を行い、適正で効率的な保証審査を行います。

また、案件進捗管理の徹底により審査スピードのアップを図るとともに、案件に応じた相談体制を整備することで審査の適正化・迅速化に努めます。

3．利用企業者数の増加

幅広い中小企業者の資金需要に応えるため、継続的に利用企業者数の増加を図ります。

4．職員の目利き能力の向上

将来に渡って信用保証を迅速かつ安定的に提供すべく、多様化する保証制度への対応と中小企業者の問題点・将来性的確な判断ができる職員の養成に努めます。

5．経営支援機能の強化

中小企業者の資金的なニーズに加えて継続的な経営支援をすべく、各種方策に取り組みます。

6．反社会的勢力等に係わる情報交換体制の強化

反社会的勢力等との関係遮断の取組みをより一層強化します。

7．金融機関との連携強化による債権管理の充実・強化

金融機関との連携強化による債権管理の充実により、代位弁済の抑制、延滞債権の正常化に向けた条件変更等、迅速な対応を行います。

8．延滞債権管理への早期着手

延滞債権管理への早期着手により、以降のスムーズな調整に努めます。

9．事業再生支援の充実

中小企業者の再生支援策として、国の施策を利用した再生支援など、より専門的かつ効率的な再生支援を行います。

10．回収の最大化・効率化

求償権への早期着手と進捗管理により回収の最大化・効率化を行います。

11．求償権回収強化に向けたサービサーの一層の活用促進

求償権の増加に対応し、求償権回収強化に向けてサービサーの活用促進を図ります。

12．業務体制の強化・改善

業務体制の強化、改善に向けて以下の事項に取り組めます。

- ・九州ブロック共同システムの充実
- ・システム事故防止対策の強化
- ・内部監査体制の充実・強化
- ・人材育成の充実・強化
- ・信用補完制度の持続可能性向上に向けた取組み
- ・金融機関との適切な責任共有制度への取組みと整備
- ・広報活動の充実
- ・裁判制度への対応

平成21年度経営計画

1. 業務運営方針

当協会は、国及び地方の施策に即応し、各種政策保証の推進を図り、保証審査の適正化・効率化に努めるとともに、経営支援機能の強化を図ります。

また、金融機関、大分県中小企業再生支援協議会との連携を強化することで、債権管理の充実と強化を図り、回収部門においては、保証協会サービサーの一層の活用により回収の最大化・効率化を図ります。

加えて、コンピューターシステムの整備による業務の効率化を図るとともに、人材育成の強化、広報活動の充実等、顧客サービスの一層の充実を図るなど、中小企業の良きパートナーを目指して邁進していきます。

(1) 政策保証の推進

厳しい環境下で努力している中小企業者に対し、親身な対応を行うとともに、国の経済対策保証制度である全国緊急等セーフティネット保証を積極的に推進することで、県内中小企業者への周知徹底を図り金融の円滑化に努めます。加えて流動資産担保保証や予約保証等、様々な政策保証のメリットを説明し、企業の実態に即した制度を提案することにより積極的に利用の推進を行います。

(2) 保証審査の適正化・効率化

金融機関本部への業況説明、担当者による定期的な支店訪問による情報収集および支店担当者との相談会を実施することで、相互の連携強化を図ることにより中小企業者の実態把握を行い、組織的な対応による適正かつ効率的な審査を行います。

(3) 利用企業者数の増加

各種保証制度のパンフレット配布やホームページによる広報活動、関係機関との連携強化や関係機関主催の勉強会、セミナーへの講師派遣により協会を利用した場合の利便性・優位性を説明し、未利用企業者の保証利用推進を図ります。

(4) 職員の目利き能力の向上

全国信用保証協会連合会主催研修への参加とOJTの確立、積極的な現地調査や内部会議の定例開催による情報の共有により、多様化する保証制度への対応と中小企業者の問題点・将来性的確な判断ができる職員の養成に努めます。

(5) 経営支援機能の強化

中小企業診断士による経営相談業務の充実や、大口保証先に対する保証後のモニタリングにより継続的は経営支援を行います。また、事業再生に取り組む企業に対し、大分県中小企業再生支援協議会と連携するなど支援機能の強化を行います。

(6) 反社会的勢力等に係わる情報交換体制の強化

大分県警・金融機関暴力対策連絡協議会に加え、関係機関との連携強化のため情報交換の充実を図ります。

(7) 金融機関との連携強化による債権管理の充実・強化

金融機関との連携を密にし、中小企業者の早期実態把握と迅速な対応に努めることで債権管理の強化を図ります。また、金融機関との勉強会の実施により、効果的かつスムーズな調整を行えるよう債権管理手続きの周知徹底を図ります。

(8) 延滞債権管理への早期着手

要管理先をリストアップし情報収集を行い、延滞債権管理への早期着手に努めます。これにより中小企業者の早期実態把握をし、効果的かつスムーズな調整に努めるとともに、代位弁済後の早期回収に繋がります。

(9) 事業再生支援の充実

大分県中小企業再生支援協議会等との情報交換等による連携の強化や、経営・再生支援室を活用した支援、また平成20年度から新業務として加わった「再生ファンドへの出資業務」等により事業再生支援の充実に図ります。

(10) 回収の最大化・効率化

求償権の早期実態把握を行い、迅速に回収に着手することで回収の最大化・効率化に努めます。

(11) 求償権回収強化に向けたサービサーの一層の活用促進

求償権の増加に対応し、サービサーへの回収委託範囲を拡大するなど一層の活用促進を図ります。

(12) 九州ブロック共同システムの充実

次期システムを検討するにあたり、まず九州6協会の事務統一化の可能性を検討します。

既存の共同システムの問題点を改良し、今後の様々な顧客サービスや情報提供に柔軟に対応できるようにします。また、職員がより使いやすく、よりスムーズな処理が可能となるようなシステムを目指します。

(13) システム事項防止対策の強化

対外的通知等のデータ検証について、人的検査では現実的に全ての検証が困難であるため、検証専用システムの検討により危機管理・障害予防体制強化を図ります。

(14) 内部監査体制の充実・強化

ガバナンスの強化およびコンプライアンス・プログラムに徹底により、リスク管理体制の充実に図ります。また内部監査体制の強化により監査機能の充実に図ります。

(15) 人材育成の充実・強化

信用補完制度の変革期における人材育成のため、研修制度・資格取得制度の充実に図ります。

(16) 信用補完制度の持続可能性向上に向けた取組み

景気の大幅な悪化や、制度を巡る状況が急変する中、一連の対策やその運用について適切な対応を行います。

(17) 金融機関との適切な責任共有制度への取組みと整備

責任共有制度システムのスムーズな運営に向けた取組みを行います。

(18) 広報活動の充実

信用保証制度について広く正しい理解を得、一層の認識向上と「顔の見える協会」を目指し、ホームページや機関誌の充実等により中小企業者向けの広報活動に努めます。

(19) 裁判員制度への対応

裁判員制度への対応は、全国信用保証協会連合会総務委員会の答申を受け整備します。

2 . 保証承諾等主要計画

平成21年度の保証承諾等の主要業務数値計画は、以下の通りです。

項目	金額
保証承諾	1,200億円
保証債務残高	2,400億円
代位弁済	60億円
回収	12億円

原材料価格高騰対応等緊急保証制度の実施

原材料価格の高騰等により経営環境が悪化し、必要な事業資金の調達に支障をきたしている中小企業を支援するため、平成20年10月31日より平成22年3月31日までの時限制度として、全国統一保証制度である「原材料価格高騰対応等緊急保証制度（全国緊急）」を創設しました。

平成21年4月27日の制度改正により、名称は「緊急保証制度」に変更されております。

1. 制度の概要

制 度 名	原材料価格高騰対応等緊急保証制度
対 象 者	原油・原材料価格や仕入価格高騰の影響を強く受けている760業種に属する事業を行い、市町村長の認定（5号）を受けた中小企業者
保証限度額	普通保証 2億円 無担保保証 8,000万円 無担保無保証人保証 1,250万円 ・中小企業者が組合の場合は、4億8,000万円 ・通常の保証枠とは別枠での対応 ・既存のセーフティネット保証と合算での取扱い
保証割合	100%（責任共有制度対象外）
保証期間	10年以内（据置期間1年以内）
保証料率	0.8%以下
対象資金	経営安定に必要な事業資金
連帯保証人	原則として法人代表者以外不要
担 保	必要に応じて徴求
貸付形式	手形貸付、証書貸付
貸付金利	金融機関所定利率
添付資料	信用保証協会所定の申込資料の他、中小企業信用保険法第2条第4項第5号に係る認定書

2. 認定要領等の拡充・見直し

本制度は、経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号を拡充して実施したもので、指定業種の拡大や認定要件の緩和により、幅広い業種の中小企業者においてご利用いただけるようになりました。

〔指定業種の拡大〕

制度創設時の対象指定業種は、545業種が指定されました。以降、追加指定、業種範囲の変更、指定解除が行われ平成20年度末で760の業種が指定されました。

〔認定要領の拡充〕

(イ) 平均売上高の減少率に関する規定を5%から3%に緩和

(ハ) 平均売上総利益率または平均営業利益率の減少に関する要件を追加

平成21年6月から認定要領の一部が改正され、(ニ) インフルエンザの発生に起因した売上高の減少が追加されました。

3. 原材料価格高騰対応等緊急保証制度の実績

平成20年10月31日から平成21年3月31日までの業種別保証状況は以下の通りです。

単位：千円・%

区 分	保証承諾			保証債務残高		
	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
製 造 業	620	11,029,000	18.0	573	10,008,216	18.7
建 設 業	1,337	19,630,150	32.0	1,201	17,183,377	32.2
卸・小売業	1,236	17,695,550	28.8	1,112	15,048,732	28.2
飲食・サービス業	721	8,609,350	14.0	636	7,564,439	14.2
そ の 他	222	4,444,690	7.2	189	3,614,311	6.7
合 計	4,136	61,408,740	100.0	3,711	53,419,075	100.0

コンプライアンスについて

大分県信用保証協会は、公共的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に、積極的に取り組んでいます。

当協会のコンプライアンスは、「法令等の遵守」と定義付け、法律、命令、官公庁等から発せられた規則、通達等、倫理や道徳を含む社会規範、当協会の内部規定としており、「信用保証協会倫理憲章」を基本方針とし、「具体的行動規範」に基づいて行動しています。

信用保証協会倫理憲章

- 1．信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。
- 2．経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。
- 3．あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。
- 4．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは、断固として対決する。
- 5．広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。

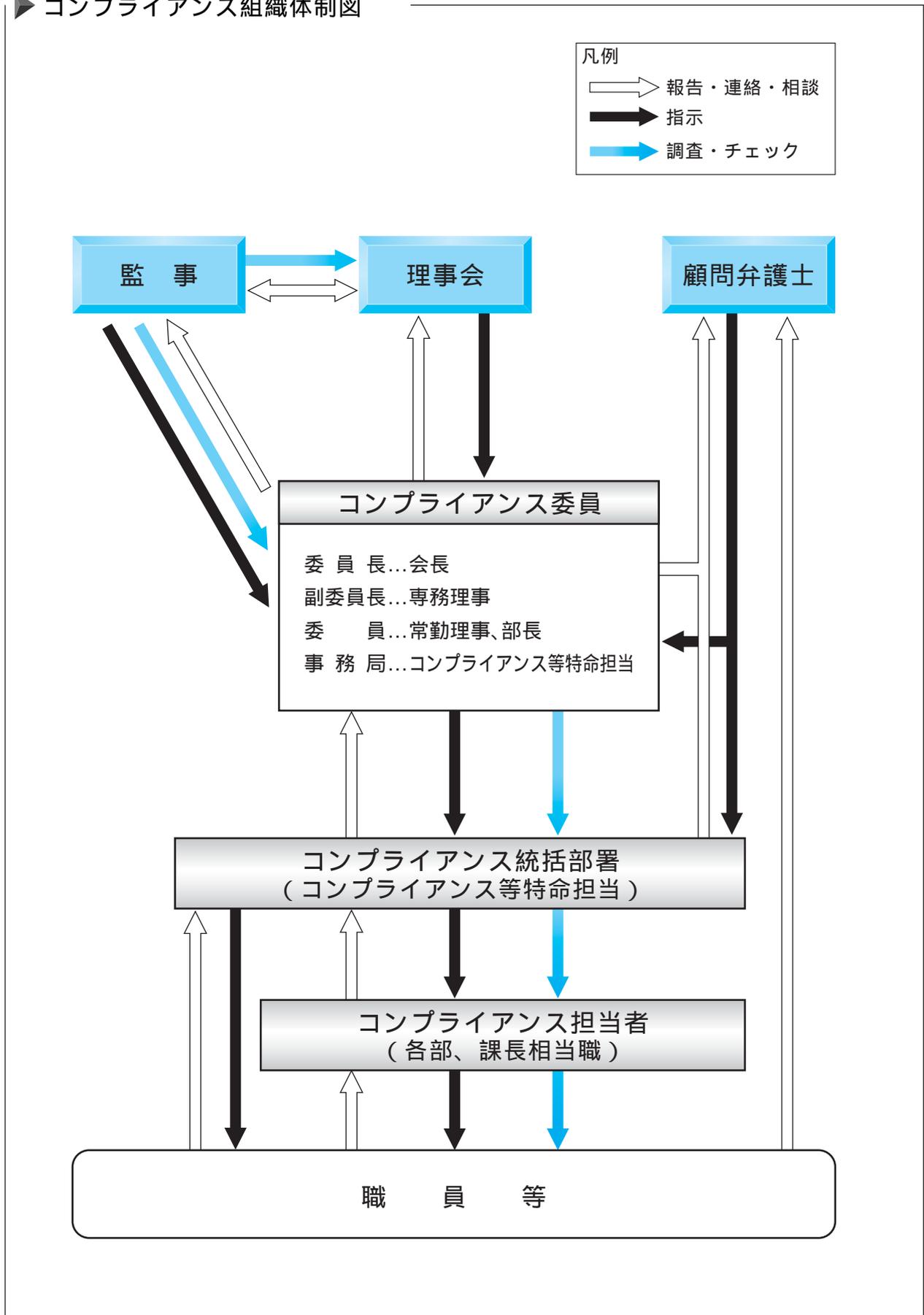
具体的行動規範

- 1．法令・ルール等の遵守
- 2．誠実な職務の遂行
- 3．守秘義務の履行
- 4．職務上の地位と関係者との付き合い
- 5．コンプライアンス関連事項への対応
- 6．反社会的勢力（不当要求行為）への対決
- 7．外部からの苦情・トラブルへの対応
- 8．職場秩序の維持
- 9．違反行為の報告
- 10．懲罰

コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス等特命担当の任命により、コンプライアンスマニュアルの整備や実践状況の把握に努めています。

また、各部署にコンプライアンス委員を配置し、違反等があった場合、外部相談窓口（顧問弁護士）に相談できるようなくみも整えています。

▶ コンプライアンス組織体制図



個人情報保護について

個人情報保護宣言

大分県信用保証協会は信用保証協会法に基づく法人であり、中小企業の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報保護を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取扱います。

個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知る得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第23第4項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため解約の締結、実施状況の点検等を行います。

保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。

- ・請求の方法は当協会窓口に着置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参（または郵送）ください。

保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご相談ください。調査のうえ、法令に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令で定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・ の具体的な手続きにつきましては、当協会のホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の3（3）「開示等の求めに応じる手続」をご覧ください。

質問・苦情について

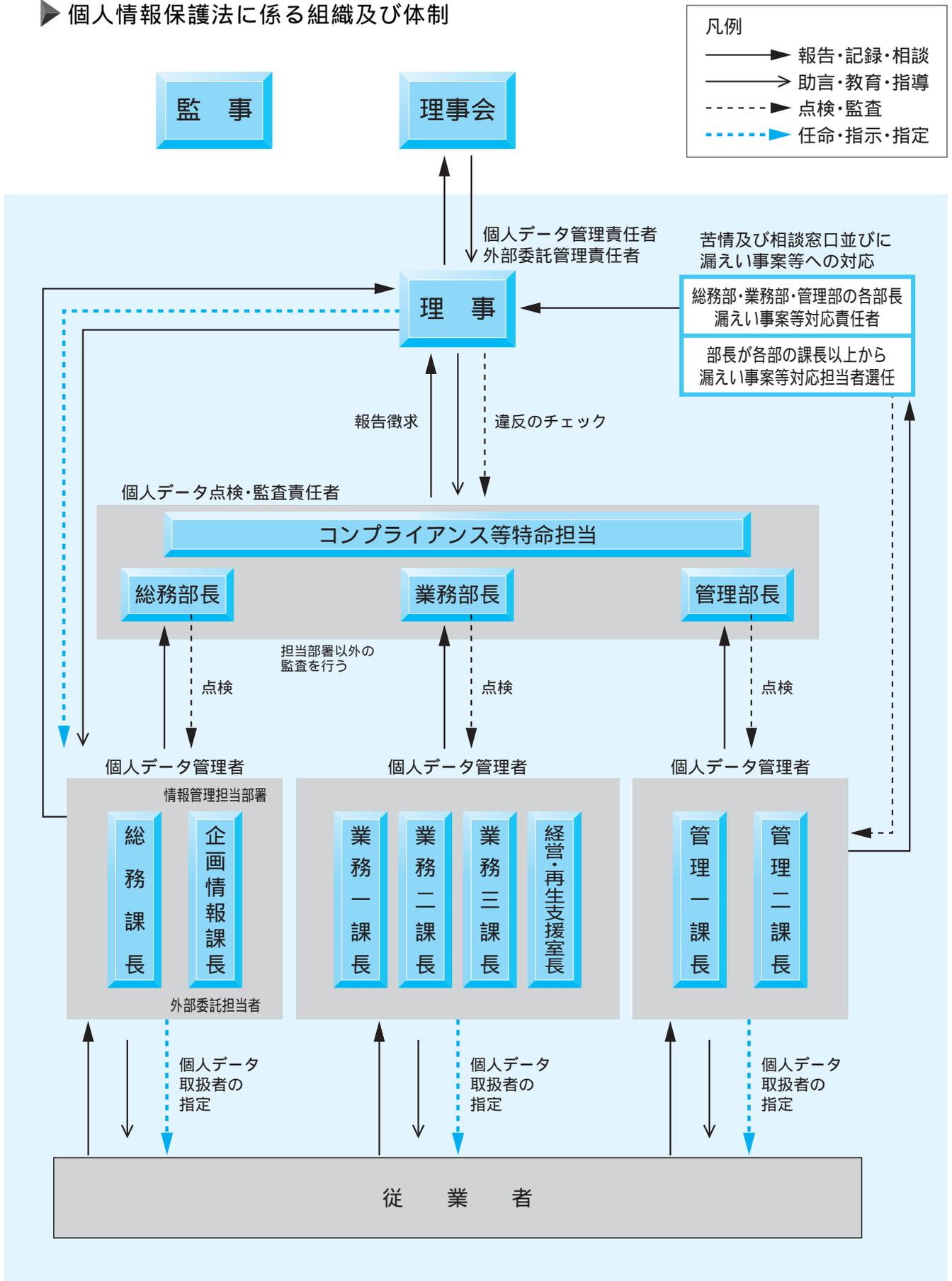
当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取組みます。

開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は下記のとおりです。

〒870-0026
大分県大分市金池町3丁目1番64号
大分県信用保証協会 総務部 コンプライアンス等特命担当
電話番号 0120-432-507（フリーダイヤル）

▶ 個人情報保護法に係る組織及び体制



事務所のご案内

事務所 〒870-0026
大分市金池町3丁目1番64号

	部署名	電話番号	FAX
中小企業会館2階	業務一課	097-532-8246	097-538-0871
	業務二課	097-532-8247	097-538-0865
	業務三課	097-532-8265	097-538-0871
	経営・再生支援室	097-532-8295	097-538-0865
中小企業会館3階	総務課	097-532-8336	097-538-0862
	企画情報課	097-532-8327	097-538-0872
	コンプライアンス等特命担当		
保証協会別館2階	管理一課	097-532-8297	097-538-0896
	管理二課	097-532-8296	097-538-0896



 **大分県信用保証協会**
<http://www.oita-cgc.or.jp/>

